

福井市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

修正前	修正後
第1章 総則 第1節 略 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 1 防災関係機関及び市民の責務 （1）福井市 福井市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、福井県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市民及び事業者の協力を得て防災活動を実施する。 また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。 （2）～（6） 略 2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 （1）～（4） 略 （5）指定公共機関及び指定地方公共機関 ①～⑤ 略 ⑥ 西日本旅客鉄道(株)金沢支社・えちぜん鉄道(株)・福井鉄道(株) ア 施設の整備と防災管理 イ 災害時における輸送の確保 ウ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 エ 被災施設の復旧 オ 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施 ⑦～⑪ 略 （6） 略 第3節 福井市の概況 1～2 略 3 社会条件 （1）人口 本市域の面積は、平成18年2月の市町村合併により536.19km²となり、人口は、<u>256,613</u>人、世帯数は、<u>107,181</u>世帯である。 人口の推移をみると、昭和30年から60年にかけて伸びが著しく、その後は増加ペースがやや鈍化し、平成8年からは減少傾向にある。 年齢構成の動向を見ると、平成10年に15.9%であった年少人口（0～14歳）は、平成30年には、13.2%に低下している。一方で、平成10年に17.3%であった高齢人口（65歳以上）が、平成30年には、28.1%まで増加しており、高齢社会への移行が急激に進んでいることが分かる。 ※人口は、住民基本台帳（令和5年6月1日現在の数字） （2） 略 主な気象要素の平年値（観測場所：福井地方気象台） 略	第1章 総則 第1節 略 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 1 防災関係機関及び市民の責務 （1）福井市 福井市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、福井県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市民及び事業者の協力を得て防災活動を実施する。 また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、<u>防災会議や防災の現場等</u>における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。 （2）～（6） 略 2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 （1）～（4） 略 （5）指定公共機関及び指定地方公共機関 ①～⑤ 略 ⑥ 西日本旅客鉄道(株)金沢支社・えちぜん鉄道(株)・福井鉄道(株)・<u>(株)ハピラインふくい</u> ア 施設の整備と防災管理 イ 災害時における輸送の確保 ウ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 エ 被災施設の復旧 オ 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施 ⑦～⑪ 略 （6） 略 第3節 福井市の概況 1～2 略 3 社会条件 （1）人口 本市域の面積は、平成18年2月の市町村合併により536.19km²となり、人口は、<u>253,803</u>人、世帯数は、<u>108,602</u>世帯である。 人口の推移をみると、昭和30年から60年にかけて伸びが著しく、その後は増加ペースがやや鈍化し、平成8年からは減少傾向にある。 年齢構成の動向を見ると、平成10年に15.9%であった年少人口（0～14歳）は、平成30年には、13.2%に低下している。一方で、平成10年に17.3%であった高齢人口（65歳以上）が、平成30年には、28.1%まで増加しており、高齢社会への移行が急激に進んでいることが分かる。 ※人口は、住民基本台帳（令和7年2月1日現在の数字） （2） 略 主な気象要素の平年値（観測場所：福井地方気象台） 略

修正前				修正後				
主な気象要素の極値（観測場所：福井地方気象台）				主な気象要素の極値（観測場所：福井地方気象台）				
要 素	極値（年間）	起 日	統計期間	要 素	極値（年間）	起 日	統計期間	
日最低海面気圧	957.1hPa	1961.9.16	1897.1～ <u>2023.6</u>	日最低海面気圧	957.1hPa	1961.9.16	1897.1～ <u>2025.2</u>	
日最高気温	38.6℃	1942.7.19	1897.1～ <u>2023.6</u>	日最高気温	38.6℃	1942.7.19	1897.1～ <u>2025.2</u>	
日最低気温	－15.1℃	1904.1.27	1897.1～ <u>2023.6</u>	日最低気温	－15.1℃	1904.1.27	1897.1～ <u>2025.2</u>	
日最小相対湿度	6%	2001.4.23	1950.1～ <u>2023.6</u>	日最小相対湿度	6%	2001.4.23	1950.1～ <u>2025.2</u>	
日最大風速（風向は16方位）	南30.9m/s	1950.9.3	1897.1～ <u>2023.6</u>	日最大風速（風向は16方位）	南30.9m/s	1950.9.3	1897.1～ <u>2025.2</u>	
日最大瞬間風速（風向は16方位）	南南東48.8m/s	1991.9.27	1940.1～ <u>2023.6</u>	日最大瞬間風速（風向は16方位）	南南東48.8m/s	1991.9.27	1940.1～ <u>2025.2</u>	
日最大10分間降水量	23.0mm	2020.9.4	1940.1～ <u>2023.6</u>	日最大10分間降水量	23.0mm	2020.9.4	1940.1～ <u>2025.2</u>	
日最大1時間降水量	75.0mm	2004.7.18	1940.1～ <u>2023.6</u>	日最大1時間降水量	75.0mm	2004.7.18	1940.1～ <u>2025.2</u>	
日降水量	201.4mm	1933.7.26	1897.1～ <u>2023.6</u>	日降水量	201.4mm	1933.7.26	1897.1～ <u>2025.2</u>	
月最大24時間降水量	198.0mm	2004.7.18	1950.1～ <u>2023.6</u>	月最大24時間降水量	198.0mm	2004.7.18	1950.1～ <u>2025.2</u>	
降雪の深さの日合計	63cm	1963.1.24	1953.1～ <u>2023.6</u>	降雪の深さの日合計	63cm	1963.1.24	1953.1～ <u>2025.2</u>	
降雪の深さの月合計	497cm	1963.1	1953.1～ <u>2023.6</u>	降雪の深さの月合計	497cm	1963.1	1953.1～ <u>2025.2</u>	
月最深積雪	213cm	1963.1.31	1897.10～ <u>2023.6</u>	月最深積雪	213cm	1963.1.31	1897.10～ <u>2025.2</u>	
第4節 略				第4節 略				
第5節 福井市災害対策本部				第5節 福井市災害対策本部				
1 福井市災害対策本部の組織及び運営				1 福井市災害対策本部の組織及び運営				
福井市災害対策本部の組織及び運営の方法については、災害に即応できるように定める。				福井市災害対策本部の組織及び運営の方法については、災害に即応できるように定める。				
（1）対策本部の構成				（1）対策本部の構成				
対策本部の組織は次のとおりとする。				対策本部の組織は次のとおりとする。				
（福井市災害対策本部組織図）				（福井市災害対策本部組織図）				
対 策 会 議	本部長		市長	対 策 会 議	本部長		市長	
	副本部長		副市長		対 策 会 議	副本部長		副市長
	本 部 員	参 与	企業管理者 教育長			本 部 員	参 与	上下水道事業管理者 教育長
		各部局長等	部長、消防局長、議会事務局長、監査事務局 長、農業委員会事務局長				各部局長等	部長、消防局長、議会事務局長、監査事務局 長、農業委員会事務局長
	各部局連絡責任者 その他必要と認める班長等		調整参事等連絡会議構成員 地域防災官、各所属長			各部局連絡責任者 その他必要と認める班長等		調整参事等連絡会議構成員 各所属長
部名		班名		部名		班名		
都市戦略部		都市整備班、都市計画班、新幹線整備班、地域交通班、自転車 利用推進班、情報統計班						
総務部		職員班、文書法制班、秘書班、広報班、総合政策班、まち未来 創造班、新幹線プロモーション班、女性活躍促進班		総務部		職員班、文書法制班、行政DX推進班、秘書班、広報プロモー ション班、総合政策班、地域振興班、移住定住交流班、女性活 躍促進班		

修正前			修正後		
	財政部	財政班、施設活用推進班、契約班、市民税班、資産税班、納税班		財政部	財政班、施設活用推進班、契約班、市民税班、資産税班、納税班
	市民生活部	市民班、市民サービス推進班、市民協働・ボランティア推進班、環境政策班、環境廃棄物対策班、収集資源センター班、クリーンセンター班、新クリーンセンター建設事務所班		市民生活部	市民班、市民サービス推進班、市民協働・ボランティア推進班、環境政策班、環境廃棄物対策班、収集資源センター班、クリーンセンター班、新クリーンセンター建設事務所班
	福祉部	福祉政策班、生活支援班、障がい福祉班、地域包括ケア推進班、子ども福祉班、子育て支援班、要配慮者支援班		福祉健康部	福祉政策班、生活支援班、障がい福祉班、地域包括ケア推進班、要配慮者支援班
	保健衛生部	保健総務班、地域保健班、生活衛生班、健康管理センター班、保険年金班、介護保険班			保健総務班、地域保健班、生活衛生班、健康管理センター班、保険年金班、介護保険班
				こども未来部	こども政策班、こども保育班、こども家庭センター班、こども育成班
	商工労働部	商工振興班、おもてなし観光推進班観光振興班、文化振興班、自然史博物館班、美術館班、郷土歴史博物館班、しごと支援班、公営競技事務所班		商工労働部	商工振興班、企業立地推進班、観光振興班、文化振興班、自然史博物館班、美術館班、郷土歴史博物館班、スポーツ班、しごと支援班、公営競技事務所班
	農林水産部	農政企画班、林業水産班、農村整備班、園芸センター班、中央卸売市場班		農林水産部	農政企画班、林業水産班、農村整備班、園芸センター班、中央卸売市場班
				都市政策部	都市整備班、都市計画班、地域交通班、自転車利用推進班
	建設部	監理班、道路班、河川班、公園班、足羽山公園事務所班、営繕班、住宅政策班、市営住宅班、建築指導班		建設部	監理班、道路班、河川班、公園班、足羽山公園事務所班、営繕班、住宅政策班、市営住宅班、建築指導班
	工事・会計管理部	工事検査班、技術管理班、出納班		工事・会計管理部	工事検査班、技術管理班、出納班
	危機管理監	危機管理班		危機管理監	危機管理班
	消防部	消防班		消防部	消防班
	企業部	経営管理班、上下水道サービス班、水道管路班、水道施設班、簡易水道班、下水管路班、下水施設班		上下水道部	経営管理班、上下水道サービス班、水道管路班、水道施設班、簡易水道班、下水管路班、下水施設班
	教育部	教育総務班、学校教育班、保健給食班、生涯学習班、青少年班、スポーツ班、文化財保護班、図書館班、みどり図書館班、桜木図書館班		教育部	教育総務班、学校教育班、保健給食班、生涯学習班、文化財保護班、図書館班、みどり図書館班、桜木図書館班
	支援第1部	庶務班、議事調査班		支援第1部	庶務班、議事調査班
	支援第2部	監査班		支援第2部	監査班
	支援第3部	農委班		支援第3部	農委班
	本部室	室長 副室長 その他の職員		本部室	室長 副室長 その他の職員
		危機管理監 危機管理副監 危機管理班及びその他各部の各班のうちから室長が指名した者			危機管理監 危機管理副監 危機管理班及びその他各部の各班のうちから室長が指名した者
(2)～(5) 略 (6)部			(2)～(5) 略 (6)部		

修正前

対策本部に部を置く。

ア 各部長

（ア）各部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

（イ）各部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

部	部 長	部	部 長
都市戦略部	都市戦略部長	工事・会計管理部	工事・会計管理部長
総務部	総務部長	消防部	消防局長
財政部	財政部長	企業部	上下水道経営部長
市民生活部	市民生活部長		上下水道事業部長
福祉部	福祉部長	教育部	教育部長
保健衛生部	保健衛生部長	支援第1部	議会事務局長
商工労働部	商工労働部長	支援第2部	監査事務局長
農林水産部	農林水産部長	支援第3部	農業委員会事務局長
建設部	建設部長		

イ 副部長

（ア）副部長は、各部局の理事及び次長職等をもって充てる。

（イ）副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 各部の組織

（ア）班

部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、資料のとおりとする。

（イ）班長

① 班長は、各所属の長をもって充てる。ただし、要配慮者支援班の班長については、福祉部次長の職をもって充てる。

② 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

（ウ）班員

班員は、班長の所属する課又は機関の職員とする。ただし、要配慮者支援班の班員については、福祉部及び保健衛生部の職員の中から選出する。

2～4 略

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

1 市民に対する防災教育

災害時においては、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要であり、自らが「自分の命は自分で守る」という意識と行動が重要である。このため、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、風水害、土砂災害等の正しい知識や防災対応等防災知識、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識の普及を図る。

（1）「広報ふくい」等による防災知識の普及

全世帯を対象に配布する「広報ふくい」・市ホームページ・パンフレット・防災ハンドブック・テレビ・ラジ

修正後

対策本部に部を置く。

ア 各部長

（ア）各部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

（イ）各部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

部	部 長	部	部 長
		工事・会計管理部	工事・会計管理部長
総務部	総務部長	消防部	消防局長
財政部	財政部長	上下水道部	経営部長
市民生活部	市民生活部長		事業部長
福祉健康部	福祉健康部長	教育部	教育部長
こども未来部	こども未来部長	支援第1部	議会事務局長
商工労働部	商工労働部長	支援第2部	監査事務局長
農林水産部	農林水産部長	支援第3部	農業委員会事務局長
都市政策部	都市政策部長		
建設部	建設部長		

イ 副部長

（ア）副部長は、各部局の理事及び次長職等をもって充てる。

（イ）副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 各部の組織

（ア）班

部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、資料のとおりとする。

（イ）班長

① 班長は、各所属の長をもって充てる。ただし、要配慮者支援班の班長については、福祉健康部次長の職をもって充てる。

② 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

（ウ）班員

班員は、班長の所属する課又は機関の職員とする。ただし、要配慮者支援班の班員については、福祉健康部の職員の中から選出する。

2～4 略

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

1 市民に対する防災教育

災害時においては、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要であり、自らが「自分の命は自分で守る」という意識と行動が重要である。このため、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、風水害、土砂災害等の正しい知識や防災対応等防災知識、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識の普及を図る。

（1）「広報ふくい」等による防災知識の普及

全世帯を対象に配布する「広報ふくい」・市ホームページ・パンフレット・防災ハンドブック・テレビ・ラジ

修正前	修正後
オ・ＳＮＳ等を通じて、市民の防災知識の情報発信・周知を図る。 ア 最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 イ 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、お薬手帳等） ウ 警報・注意報等発令時の心得 エ～チ 略 （２）～（１１） 略 ２～３ 略 ４ 要配慮者等に対する防災知識の普及 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児など要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者向けのパンフレットやリーフレット等の発行により防災知識の普及に努めるとともに介護者や地域住民に対して、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレットや「広報ふくい」等により啓発普及活動を行うものとする。（第２章第１８節「要配慮者安全確保計画」参照）また、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー・相談支援専門員等）の連携により、高齢者や障がい者等の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。 また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やＤＶの被害に遭わないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。 ５～９ 略 第２節 防災訓練計画 風水害、土砂災害等の災害時の防災活動を的確かつ円滑に実施するための訓練は、積み重ねることにより大きな効果が期待できるものである。そのため、行政を始めとする防災関係機関の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的な活動が不可欠であり、防災行動能力の向上を図るため、関係機関と連携し、複合災害にも対応した実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努めるものとする。 １ 訓練の実施 （１）～（３） 略 （４）通信連絡訓練 災害時の電話線等途絶の場合、無線通信の円滑な遂行を図るため、無線設備設置先の防災関係機関や協定締結自治体等の協力を得て通信訓練を適宜実施する。 （５）～（６） 略 ２ 略 第３節 略 第４節 都市防災化計画 市は、建築物の不燃化・耐震化、都市空間の確保・整備、市街地再開発事業、土地区画整理事業、要配慮者に対する防災施設の整備等を図ることにより、過密化した都市環境の整備及び防災対策の改善を推進する。 １ 建築物不燃化の推進 防火・準防火地域の指定により建築物の不燃化の推進を図り、災害時の火災延焼拡大による被害防止に努める。	オ・ＳＮＳ等を通じて、市民の防災知識の情報発信・周知を図る。 ア 最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 イ 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、お薬手帳等） ウ 警報・注意報等発表時の心得 エ～チ 略 （２）～（１１） 略 ２～３ 略 ４ 要配慮者等に対する防災知識の普及 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児など要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者向けのパンフレットやリーフレット等の発行により防災知識の普及に努めるとともに介護者や地域住民に対して、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレットや「広報ふくい」等により啓発普及活動を行うものとする。（第２章第１８節「要配慮者安全確保計画」参照）また、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー・相談支援専門員等）の連携により、高齢者や障がい者等の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。 また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やＤＶの被害に遭わないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。 <u>さらに、性別によって災害から受ける影響に違いがあることから、男女双方の視点に配慮した防災体制を確立するため、防災や災害対応における男女共同参画意識の醸成を図るものとする。</u> ５～９ 略 第２節 防災訓練計画 風水害、土砂災害等の災害時の防災活動を的確かつ円滑に実施するための訓練は、積み重ねることにより大きな効果が期待できるものである。そのため、行政を始めとする防災関係機関の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的な活動が不可欠であり、防災行動能力の向上を図るため、関係機関と連携し、複合災害にも対応した実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努めるものとする。 １ 訓練の実施 （１）～（３） 略 （４）通信連絡訓練 災害時の電話線等途絶の場合、無線通信の円滑な遂行を図るため、無線設備設置先の防災関係機関や協定締結自治体等の協力を得て通信訓練を適宜実施し、連携体制の構築を図るものとする。 （５）～（６） 略 ２ 略 第３節 略 第４節 都市防災化計画 市は、建築物の不燃化・耐震化、都市空間の確保・整備、市街地再開発事業、土地区画整理事業、要配慮者に対する防災施設の整備等を図ることにより、過密化した都市環境の整備及び防災対策の改善を推進する。 １ 建築物不燃化の推進 防火・準防火地域の指定により建築物の不燃化の推進を図り、災害時の火災延焼拡大による被害防止に努める。

修正前	修正後
2 都市防災空間の確保・整備 避難場所である都市公園に必要な応じて、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送設備、ヘリポートの整備、避難路や道路防火帯更には広域防災体制に欠かせない幹線道路の整備に努め、災害時における避難場所、避難路の確保、火災の延焼防止及び救護活動の円滑な実施を図る。 更に、河川空間の整備として河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等を整備し、防災空間としての活用を図る。 また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要な応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 3～6 略 7 風水害等に強いまちづくりの推進 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。 また、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないことを基本とし、必要な応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。 風水害等に強いまちづくりの推進にあたっては、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策について、国土強靱化地域計画に基づく施策や立地適正化計画の防災指針に位置付けるものとする。 国、県及び市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等による流木対策を推進するものとする。 県、市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。	2 都市防災空間の確保・整備 避難場所である都市公園に必要な応じて、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送設備、ヘリポートの整備、避難路や道路防火帯更には広域防災体制に欠かせない幹線道路の整備に努め、災害時における避難場所、避難路の確保、火災の延焼防止及び救護活動の円滑な実施を図る。 <u>国、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、中部縦貫自動車道の整備や、福井外環状道路の計画の具体化を進める。</u> 更に、河川空間の整備として河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等を整備し、防災空間としての活用を図る。 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要な応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 <u>さらに、国、県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u> 3～6 略 7 風水害等に強いまちづくりの推進 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。 また、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないことを基本とし、必要な応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。 風水害等に強いまちづくりの推進にあたっては、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策について、国土強靱化地域計画に基づく施策や立地適正化計画の防災指針に位置付けるものとする。 国、県及び市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等による流木対策を推進するものとする。 県、市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

修正前	修正後
第５節 交通施設災害予防計画 各交通施設の事業者及び管理者は、災害時の交通システムを維持するため、各施設等の設計や交通ネットワークの充実などによる強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、連絡体制を整備し、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じるものとする。 １ 道路施設 道路管理者は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害時の応急復旧体制の整備を図る。 (１)～(３) 略 (４) <u>道路啓開用資機材の整備</u> <u>事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を民間企業から緊急に協力が得られるようその体制づくりに努める。</u> (５) 未然防止活動 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備に努めるとともに、警察及び消防等との連携のもと、適切な道路管理に努めるものとする。 ２～３ 略 第６節～第９節 略 第１０節 災害応急体制整備計画 １～５ 略 ６ 広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるため、応援・受援計画を作成し、本計画に位置付けるよう努める。 ７～９ 略 第１１節 水害予防計画 １～９ 略 １０ 親水施設利用者の安全確保 親水施設の管理者は、施設の安全性及び利用者の安全確保のため、施設の点検やパトロール等を実施する。また、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、警報発令時には緊急パトロールを実施するとともに、平常時の施設利用に関する啓発及び必要に応じた看板等の設置を行う。 １１～１２ 略	第５節 交通施設災害予防計画 各交通施設の事業者及び管理者は、災害時の交通システムを維持するため、各施設等の設計や交通ネットワークの充実などによる強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、連絡体制を整備し、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じるものとする。 １ 道路施設 道路管理者は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害時の応急復旧体制の整備を図る。 (１)～(３) 略 (４) <u>道路啓開等</u> <u>道路啓開は、「福井県域道路啓開計画」に基づくものとする。</u> <u>事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。</u> (５) 未然防止活動 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備に努めるとともに、警察及び消防等との連携のもと、適切な道路管理に努めるものとする。 ２～３ 略 第６節～第９節 略 第１０節 災害応急体制整備計画 １～５ 略 ６ 広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、<u>応援職員の指定、応援時の携行品の整備</u>、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるため、応援・受援計画を作成し、本計画に位置付けるよう努める。 ７～９ 略 第１１節 水害予防計画 １～９ 略 １０ 親水施設利用者の安全確保 親水施設の管理者は、施設の安全性及び利用者の安全確保のため、施設の点検やパトロール等を実施する。また、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、警報発表時には緊急パトロールを実施するとともに、平常時の施設利用に関する啓発及び必要に応じた看板等の設置を行う。 １１～１２ 略 <u>１３ 水防と河川管理等の連携</u> <u>水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、県及び市町が組織する「九頭竜川・北川大規模氾</u>

修正前	修正後
第１２節～第１４節 略 第１５節 避難計画 １ 避難場所の種類及び指定 （１） 略 （２）避難場所等の指定 市は、公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定する。 また、緊急的に避難する緊急避難場所と専ら避難生活を送る場所として整備された避難所と区別できるよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。 ア～イ 略 ２ 避難場所等の整備 （１） 略 （２）避難所の整備 ア～オ 略 カ 生活環境の確保 避難生活に必要なトイレ等の増設、停電の長期化に備えた非常用電源の多様化や発電機及び燃料の確保など避難生活環境の向上に努める。また、夜間停電時に備え、非常用電源を備えた外灯を整備し、避難誘導に資するとともに照明の確保に努める。 キ 学校等を指定する場合の措置 学校等を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、避難所として機能させるため、教育委員会及び学校等と避難所としての利用・運営方法等について事前に協議するものとする。 ク その他の施設の利用 指定した避難所だけでは不足する場合や、高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合には、必要に応じて公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所として活用することも考慮するものとする。 ケ 感染症対策 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理課と福井市保健所が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運	<u>「福井県管理河川減災対策協議会」、「九頭竜川流域治水協議会」、「福井県二級水系流域治水協議会」を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u> 第１２節～第１４節 略 第１５節 避難計画 １ 避難場所の種類及び指定 （１） 略 （２）避難場所等の指定 市は、公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定する。 また、緊急的に避難する緊急避難場所と専ら避難生活を送る場所として整備された避難所と区別できるよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。 ア～イ 略 ２ 避難場所等の整備 （１） 略 （２）避難所の整備 ア～オ 略 カ 生活環境の確保 避難生活に必要なトイレ等の増設、停電の長期化に備えた非常用電源の多様化や発電機及び燃料の確保など避難生活環境の向上に努める。また、夜間停電時に備え、非常用電源を備えた外灯を整備し、避難誘導に資するとともに照明の確保に努める。 <u>また、市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</u> キ 学校等を指定する場合の措置 学校等を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、避難所として機能させるため、教育委員会及び学校等と避難所としての利用・運営方法等について事前に協議するものとする。 ク その他の施設の利用 指定した避難所だけでは不足する場合や、高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合には、必要に応じて公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所として活用することも考慮するものとする。 ケ 感染症対策 感染症対策について、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理課と福井市保健所が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。また、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

修正前	修正後
営訓練を積極的に実施するものとする。 3～10 略 11 感染症の自宅療養者の避難確保 <u>保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u> <u>また、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u> 第16節 救急救助・医療救護予防計画 1～3 略 4 災害医療救護体制の確立 <u>保健衛生部</u>は、風水害等の災害から地域住民等の生命、健康を守るため、福井市医師会、福井市歯科医師会、日本赤十字社福井県支部、医療機関及び各医療関係団体等の協力を得て医療救護体制の整備を行う。 (1) 救護所（治療の優先順位による患者の振り分けを伴う医療救護活動を行う所） ア 救護所の指定 <u>保健衛生部</u>は、避難所に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所をあらかじめ指定し、住民に周知する。 イ 救護所における救護班の配置 <u>保健衛生部</u>は、福井市医師会、日本赤十字社福井県支部及び医療関係団体等と協議のうえ、救護所に医師、看護師及び補助者を始め、災害ボランティアや地域医療経験者等状況に応じて必要な救護班を配置する。 ウ 救護班の業務 トリアージ、診断、治療、応急処置及び病院又は診療所への搬送、必要に応じて各避難所の巡回診療を行う。 エ 救護所の点検 <u>保健衛生部</u>は、災害が発生した場合に備えて平常時より救護所の設備等の点検を行う。 (2) 救護センター（救護所の医療救護活動及び医療救護活動に関する情報を統括するとともに、状況に応じて歯科医療及び精神科医療を行う） ア 救護センターの指定 <u>保健衛生部</u>は、健康管理センターを救護センターとし、住民に周知する。 イ 救護センターにおける救護班の配置 <u>保健衛生部</u>は、福井市医師会、日本赤十字社福井県支部、福井市歯科医師会及び医療関係団体等と協議のうえ、状況に応じて救護センターに歯科医師及び精神科医師等、必要な医療救護班を配置する。 ウ 救護センターの業務	コ 新たな技術を用いた設備の活用 <u>県及び市は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努めるものとする。</u> <u>指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。</u> 3～10 略 第16節 救急救助・医療救護予防計画 1～3 略 4 災害医療救護体制の確立 <u>福祉健康部</u>は、風水害等の災害から地域住民等の生命、健康を守るため、福井市医師会、福井市歯科医師会、日本赤十字社福井県支部、医療機関及び各医療関係団体等の協力を得て医療救護体制の整備を行う。 (1) 救護所（治療の優先順位による患者の振り分けを伴う医療救護活動を行う所） ア 救護所の指定 <u>福祉健康部</u>は、避難所に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所をあらかじめ指定し、住民に周知する。 イ 救護所における救護班の配置 <u>福祉健康部</u>は、福井市医師会、日本赤十字社福井県支部及び医療関係団体等と協議のうえ、救護所に医師、看護師及び補助者を始め、災害ボランティアや地域医療経験者等状況に応じて必要な救護班を配置する。 ウ 救護班の業務 トリアージ、診断、治療、応急処置及び病院又は診療所への搬送、必要に応じて各避難所の巡回診療を行う。 エ 救護所の点検 <u>福祉健康部</u>は、災害が発生した場合に備えて平常時より救護所の設備等の点検を行う。 (2) 救護センター（救護所の医療救護活動及び医療救護活動に関する情報を統括するとともに、状況に応じて歯科医療及び精神科医療を行う） ア 救護センターの指定 <u>福祉健康部</u>は、健康管理センターを救護センターとし、住民に周知する。 イ 救護センターにおける救護班の配置 <u>福祉健康部</u>は、福井市医師会、日本赤十字社福井県支部、福井市歯科医師会及び医療関係団体等と協議のうえ、状況に応じて救護センターに歯科医師及び精神科医師等、必要な医療救護班を配置する。 ウ 救護センターの業務

修正前	修正後
救護所及び医療機関等の情報把握に努めるとともに、救護所の医療救護活動を統括し、必要に応じて各避難所の巡回診療を行う。 (3) 後方支援病院 <u>保健衛生部</u>は、救護所等の後方支援病院となる災害拠点病院及び地域災害支援病院に患者受入れの協力を要請する。 ア 地域災害支援病院 救急医療における病院群輪番制病院及び救急告示医療機関は地域災害支援病院として災害拠点病院と連携し、災害時における救護所等からの患者の受入れを行う。 イ その他の医療施設 上記以外で患者の収容能力のある医療機関についても、災害時における患者の受入れに協力する。 5 患者等の搬送体制の確立 <u>保健衛生部</u>及び消防局は、県、福井市医師会、医療機関及び関係医療団体の協力を得て、以下の搬送体制の確立を図る。 (1) 患者の搬送体制 (2) 医療従事者の搬送体制 (3) 医療資器材の搬送体制 6 救急連絡体制の確立 <u>保健衛生部</u>は、「福井市防災行政無線（移動系）」等を活用し、対策本部、福井市医師会、医療機関及び医療関係団体等の救急連絡体制の確立を図る。 7 医療資器材等の確保 (1) 救護所等の災害時における必要な医療資器材等の確保 <u>保健衛生部</u>は、福井市医師会、日本赤十字社福井県支部及び医療関係団体と協議し、救護所等に必要な医療資器材を確保する。 (2) 災害時における医療資器材の供給に係る協定 <u>保健衛生部</u>は、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため市内の医薬品業者団体及び医療器具業者団体等と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。 (3) 救護所等への供給体制の確保 <u>保健衛生部</u>は、救護所等開設後、速やかに各救護所へ必要な医療資器材を供給する体制を確保する。 (4) 災害時における輸血用血液の供給体制の連携 <u>保健衛生部</u>は、医療機関等における災害時の輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社福井県支部との連携を図る。 8 略 第 1 7 節 災害備蓄計画 1 非常用食料及び生活必需品の確保 災害に備えて、市民及び地区による食料備蓄や行政による備蓄、民間の流通業者並びに応援協定締結市町等との協定等を積極的に活用することにより、総合的な備蓄体制を確立し、発生後 3 日分相当の食料等の確保に努めるものとする。 (1) ～ (2) 略	救護所及び医療機関等の情報把握に努めるとともに、救護所の医療救護活動を統括し、必要に応じて各避難所の巡回診療を行う。 (3) 後方支援病院 <u>福祉健康部</u>は、救護所等の後方支援病院となる災害拠点病院及び地域災害支援病院に患者受入れの協力を要請する。 ア 地域災害支援病院 救急医療における病院群輪番制病院及び救急告示医療機関は地域災害支援病院として災害拠点病院と連携し、災害時における救護所等からの患者の受入れを行う。 イ その他の医療施設 上記以外で患者の収容能力のある医療機関についても、災害時における患者の受入れに協力する。 5 患者等の搬送体制の確立 <u>福祉健康部</u>及び消防局は、県、福井市医師会、医療機関及び関係医療団体の協力を得て、以下の搬送体制の確立を図る。 (1) 患者の搬送体制 (2) 医療従事者の搬送体制 (3) 医療資器材の搬送体制 6 救急連絡体制の確立 <u>福祉健康部</u>は、「福井市防災行政無線（移動系）」等を活用し、対策本部、福井市医師会、医療機関及び医療関係団体等の救急連絡体制の確立を図る。 7 医療資器材等の確保 (1) 救護所等の災害時における必要な医療資器材等の確保 <u>福祉健康部</u>は、福井市医師会、日本赤十字社福井県支部及び医療関係団体と協議し、救護所等に必要な医療資器材を確保する。 (2) 災害時における医療資器材の供給に係る協定 <u>福祉健康部</u>は、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため市内の医薬品業者団体及び医療器具業者団体等と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。 (3) 救護所等への供給体制の確保 <u>福祉健康部</u>は、救護所等開設後、速やかに各救護所へ必要な医療資器材を供給する体制を確保する。 (4) 災害時における輸血用血液の供給体制の連携 <u>福祉健康部</u>は、医療機関等における災害時の輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社福井県支部との連携を図る。 8 略 第 1 7 節 災害備蓄計画 1 非常用食料及び生活必需品の確保 災害に備えて、市民及び地区による食料備蓄や行政による備蓄、民間の流通業者並びに応援協定締結市町等との協定等を積極的に活用することにより、総合的な備蓄体制を確立し、発生後 3 日分相当の食料等の確保に努めるものとする。 (1) ～ (2) 略

修正前	修正後
(3) 行政による備蓄 福井市備蓄計画に基づき各地区の小学校、公民館等に整備した地区防災備蓄施設及び防災センター、防災ステーション、地域ふれあい広場等の拠点備蓄施設での備蓄を行う。また、市有施設の空きスペースの活用を考慮する。 拠点備蓄施設での食料等の備蓄は、想定避難者数の1日分相当の食料備蓄を目標量として計画的な整備に努める。 なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、適宜入れ替え若しくは点検整備を実施し、品質管理及び機能の維持に努める。 ア 通常の備蓄 被災者に対する食料等は「クラッカー」等の長期保存可能な物とし、生活必需品は「毛布」及び「簡易トイレ」等の備蓄を推進するとともに物資の充実に努める。 イ 要配慮者に配慮した備蓄 要配慮者向けに<u>粉</u>ミルクや柔らかい食品などの食料備蓄に努める。 ウ 女性や乳幼児等に配慮した備蓄 生理用品、乳幼児用おむつなどの備蓄に努める。 エ アレルギー対応食品の備蓄 食品アレルギーに対応した<u>粉</u>ミルクやアルファ化米などの備蓄に努める。 オ 山間部集落の備蓄 山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地区の食料備蓄について配慮する。 カ 感染症対策に配慮した備蓄 マスクや消毒液などの備蓄に努める。 (4)～(5) 略 2～3 略 第18節 要配慮者安全確保計画 1 略 2 避難所環境の整備 (1) 要配慮者受入れ体制の整備 <u>小・中学校等の避難所</u>については、要配慮者が避難生活をしやすいようなスペースを優先的に確保し提供する。<u>避難所の施設管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努める。</u> (2) 福祉避難所の確保・周知 市は、避難所等での生活が<u>著しく困難な高齢者や障がい者、及びその介護をしている家族のための</u>避難施設として、<u>社会福祉施設等や宿泊施設を有する市所管の公共施設及び</u>災害時応援協定を締結している<u>施設を確保し、要配慮者を含む地域住民に周知する。施設管理者は要配慮者が生活しやすいよう、施設の整備に努める。</u> <u>避難した先(小・中学校等)での環境の変化により、避難所生活が困難なおそれのある要配慮者に対しては、速やかに対応可能な福祉避難所への緊急一時入所等の適切な措置を講ずる。また、近隣自治体の社会福祉施設等との間で要配慮者の受入れ等について協力体制を確立する。</u> (3) 福祉避難所の活用 市は、要配慮者の身体障害者障害程度等級や要介護認定を参考として、避難所での生活が困難なおそれのあ	(3) 行政による備蓄 福井市備蓄計画に基づき各地区の小学校、公民館等に整備した地区防災備蓄施設及び防災センター、防災ステーション、地域ふれあい広場等の拠点備蓄施設での備蓄を行う。また、市有施設の空きスペースの活用を考慮する。 拠点備蓄施設での食料等の備蓄は、想定避難者数の1日分相当の食料備蓄を目標量として計画的な整備に努める。 なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、適宜入れ替え若しくは点検整備を実施し、品質管理及び機能の維持に努める。 ア 通常の備蓄 被災者に対する食料等は「クラッカー」等の長期保存可能な物とし、生活必需品は「毛布」及び「簡易トイレ」等の備蓄を推進するとともに物資の充実に努める。 イ 要配慮者に配慮した備蓄 要配慮者向けにミルクや柔らかい食品などの食料備蓄に努める。 ウ 女性や乳幼児等に配慮した備蓄 生理用品、乳幼児用おむつなどの備蓄に努める。 エ アレルギー対応食品の備蓄 食品アレルギーに対応したミルクやアルファ化米などの備蓄に努める。 オ 山間部集落の備蓄 山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地区の食料備蓄について配慮する。 カ 感染症対策に配慮した備蓄 マスクや消毒液などの備蓄に努める。 (4)～(5) 略 2～3 略 第18節 要配慮者安全確保計画 1 略 2 避難所環境の整備 (1) 要配慮者受入れ体制の整備 <u>一般避難所</u>については、要配慮者が避難生活をしやすいような<u>専用</u>スペースを優先的に確保し提供する。<u>また、避難所の段差解消のためにスロープを設置するなど、要配慮者に配慮した施設の整備に努める。</u> (2) 福祉避難所の確保・周知 市は、<u>一般避難所</u>等での生活が<u>困難で、避難所生活に何らかの特別な支援が必要となる要配慮者と付き添いの家族等</u>の避難施設として、災害時応援協定を締結している<u>福祉避難所を確保する。また、福祉避難所には受け入れを想定していない被災者が避難してくることがないよう、あらかじめ福祉避難所を指定する際に受け入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> (3) 福祉避難所の活用 市は、要配慮者の身体障害者障害程度等級や要介護認定を参考として、避難所での生活が困難なおそれのあ

修正前	修正後
る要配慮者に対しては、避難所において発生する災害関連死等の二次災害を防ぐことを目的として福祉避難所を活用する。 <u>市は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> 4 外国人への対策 (1)～(2) 略 (3) 外国人の避難体制の整備 災害時に、拠点となる避難所で、避難所を担当する市職員が外国人に対して最低限対応ができるよう、多言語資料の充実を図る。 また、<u>おもてなし観光推進班</u>は外国語の通訳ボランティアを確保できるよう、県や国際交流団体などの協力を得て、外国人支援体制の整備に努める。 5 避難行動要支援者への対策 (1)～(2) 略 (3) 避難支援等関係者 避難支援等関係者とは、避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者のことをいい、市から配付される名簿により避難行動要支援者本人や避難支援者とともに災害時の支援体制を協議し、個別避難計画を作成する。本市においては次の者を避難支援等関係者とする。 ア 自治会長、自治会連合会長 イ 自主防災<u>会長</u>、自主防災組織連絡協議会長 ウ 市（地区）社会福祉協議会 エ 民生・児童委員 オ 福祉委員 カ 消防機関 キ 警察機関 ク 地域包括支援センター (4)～(5) 略 (6) 情報の収集と共有 災害時に避難行動要支援者の避難支援を行うためには、平常時からの避難行動要支援者の把握と避難支援等関係者間の情報共有が必要である。そのため、避難支援等関係者は日頃から地域での見守り活動等を通して、避難行動要支援者の情報収集に努めるものとする。 ア 情報収集 市は、要配慮者に関する情報を災害対策基本法の規定により行政内部で目的外利用（福祉目的の情報を防災目的に）する。また、避難支援等関係者から寄せられる避難行動要支援者の情報も収集し、地域が実態に	る要配慮者に対しては、避難所において発生する災害関連死等の二次災害を防ぐことを目的として福祉避難所を活用する。 <u>一般避難所において、要配慮者やその家族等支援者から福祉避難所への避難の申出がある場合で、かつ受入れ対象に該当する者がいる場合、速やかに調整を行う。ただし、一般避難所内に要配慮者スペースがあり、そのスペースにおいての避難生活が可能な場合は、福祉避難所への受入打診は行わず環境整備を行う。</u> <u>また、本人・家族等は福祉避難所と事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> 4 外国人への対策 (1)～(2) 略 (3) 外国人の避難体制の整備 災害時に、拠点となる避難所で、避難所を担当する市職員が外国人に対して最低限対応ができるよう、多言語資料の充実を図る。 また、<u>観光振興班</u>は外国語の通訳ボランティアを確保できるよう、県や国際交流団体などの協力を得て、外国人支援体制の整備に努める。 5 避難行動要支援者への対策 (1)～(2) 略 (3) 避難支援等関係者 避難支援等関係者とは、避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者のことをいい、市から配付される名簿により避難行動要支援者本人や避難支援者とともに災害時の支援体制を協議し、個別避難計画を作成する。本市においては次の者を避難支援等関係者とする。 ア 自治会、自治会連合会 イ 自主防災<u>組織</u>、自主防災組織連絡協議会 ウ 市（地区）社会福祉協議会 エ 民生<u>委員</u>・児童委員 オ 福祉委員 カ 消防機関 キ 警察機関 ク 地域包括支援センター <u>ケ 介護支援専門員</u> <u>コ 相談支援専門員</u> (4)～(5) 略 (6) 情報の収集と共有 災害時に避難行動要支援者の避難支援を行うためには、平常時からの避難行動要支援者の把握と避難支援等関係者間の情報共有が必要である。そのため、避難支援等関係者は日頃から地域での見守り活動等を通して、避難行動要支援者の情報収集に努めるものとする。 ア 情報収集 市は、要配慮者に関する情報を災害対策基本法の規定により行政内部で目的外利用（福祉目的の情報を防災目的に）する。また、避難支援等関係者から寄せられる避難行動要支援者の情報も収集し、地域が実態に

修正前	修正後
即した支援を行うことができるように情報を取りまとめる。また、必要に応じて関係機関からの情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。 イ 情報管理 市は、<u>福井市個人情報保護条例</u>及び福井市情報セキュリティポリシーに基づき適切な情報の管理運用を行う。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。名簿情報の提供にあたっては、名簿情報の漏えい防止のための必要な措置（提供地域の限定、複製の禁止、取扱者の限定、使用後の適切な廃棄、市又は公民館への返却等）を講じたうえで提供する。 避難支援等関係者は、市から提供を受けた情報を厳重に管理しなければならない。また、正当な理由なく当該名簿情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 （７）個別避難計画の作成 市は、危機管理課や<u>福祉部</u>など関係部局の連携の下、福祉専門職、<u>避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u> また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、避難支援に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。 （８）避難行動要支援者の避難場所から避難所への<u>運送</u> 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、地域住民等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 第１９節 廃棄物処理予防計画 １～４ 略 ５ 災害廃棄物の発生への対応 （１） 略 （２）処理計画 市は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。 第２０節 略 第２１節 ボランティア受入れ体制整備計画 １ 略 ２ 災害ボランティア受入れのための事前体制の整備 災害救援ボランティア活動を行うため、平時より福井市防災士の会、ふくい災害ボランティアネット、福井市社会福祉協議会、福井市ボランティア連絡協議会、福井青年会議所、ふくい市民国際交流協会及び福井市で構成される「災害ボランティアセンター連絡会」を設置し、連絡体制の構築を図るとともに以下の活動を行う。	即した支援を行うことができるように情報を取りまとめる。また、必要に応じて関係機関からの情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。 イ 情報管理 市は、<u>個人情報の保護に関する法律</u>及び福井市情報セキュリティポリシーに基づき適切な情報の管理運用を行う。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。名簿情報の提供にあたっては、名簿情報の漏えい防止のための必要な措置（提供地域の限定、複製の禁止、取扱者の限定、使用後の適切な廃棄、<u>チェックリストでの確認</u>、市又は公民館への返却等）を講じたうえで提供する。 避難支援等関係者は、市から提供を受けた情報を厳重に管理しなければならない。また、正当な理由なく当該名簿情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 （７）個別避難計画の作成 市は、危機管理課や<u>福祉健康部</u>など関係部局の連携の下、福祉専門職、<u>社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u> また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、避難支援に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。 <u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> （８）避難行動要支援者の避難場所から避難所への<u>移送</u> 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、地域住民等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 第１９節 廃棄物処理予防計画 １～４ 略 ５ 災害廃棄物の発生への対応 （１） 略 （２）処理計画 市は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体<u>や民間事業者等</u>との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画（<u>災害ごみ処理マニュアル</u>）を策定する。 第２０節 略 第２１節 ボランティア受入れ体制整備計画 １ 略 ２ 災害ボランティア受入れのための事前体制の整備 災害救援ボランティア活動を行うため、平時より福井市防災士の会、ふくい災害ボランティアネット、福井市社会福祉協議会、福井市ボランティア連絡協議会、福井青年会議所、ふくい市民国際交流協会及び福井市で構成される「<u>福井市</u>災害ボランティアセンター連絡会」を設置し、連絡体制の構築を図るとともに以下の活動を行う。

修正前	修正後								
(1)～(3) 略 (4) 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施 更なる防災知識の習得や意識の高揚を促すため、災害ボランティアセンターの設置運営訓練や研修を実施する。 第22節 略 第3章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画 1 略 2 職員配備体制 (1) 略 (2) 準備班員 市庁舎のおおむね半径3キロ以内に居住する副主幹以下の職員10名程度で構成する。 主な業務としては、危機情報センター、災害対策本部立ち上げの準備及び危機管理課と連携して災害情報の収集等を行う。<u>なお、地震、津波以外の災害については所属長の指示に従い、指定された場所での災害対応業務、又は危機情報センター、災害対策本部立ち上げの準備及び危機管理課と連携して災害情報の収集等を行う。</u> (3) 避難所対応班員 主幹以下の職員（建設部、消防局、<u>企業局</u>、職員課、秘書課、広報課、市民協働・ボランティア推進課、危機管理課、林業水産課、農村整備課、要配慮者支援班の職員、議会事務局の運転業務員及び係長を除く。）で、避難所対応班は「対応員」、「地区支援員」、「広域支援員」から構成するものとする。 大規模な災害（地震、ゲリラ豪雨等）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、所属長の指示に従い、指定された場所での災害対応業務、あるいは避難所開設業務を実施する。なお、交通の遮断等により、勤務場所に参集できない場合は、最寄りの公民館に参集し、災害対策本部の指示に従う。 避難所対応班の班長は速やかな避難所の開設と運営、公民館参集職員の取りまとめ（避難所配置職員への指示及び選出含む）、班の連絡体制網の確立を行うとともに、施設管理者（学校長、公民館長等）との地域内の連絡体制を確立する。副班長は班長を補佐（班長不在時の代行）する。 避難所対応班の班長及び副班長は、班員が参集途上に見聞した災害状況を取りまとめ、災害対策本部（危機情報センター）に報告する。また、班長は、自らの判断、又は災害対策本部（危機情報センター）の指示により、担当地区の災害状況を調査し報告するものとする。 (4) 勤務時間外の配備体制 ア 第1号配備 (略) <table><tr><th>時 間 外</th><th>第 1 号 配 備</th></tr><tr><td>配 備 基 準</td><td>・ 気象警報が発表され、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合</td></tr></table>	時 間 外	第 1 号 配 備	配 備 基 準	・ 気象警報が発表され、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合	(1)～(3) 略 (4) 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施 更なる防災知識の習得や意識の高揚を促すため、災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施する。 第22節 略 第3章 災害応急対策計画 第1節 組織動員計画 1 略 2 職員配備体制 (1) 略 <u>(2) 部別ブース員</u> <u>部内の所属業務内容を把握した主幹職員級（総務部、財政部、市民生活部、福祉健康部、こども未来部、商工労働部、農林水産部、都市政策部、建設部、消防局、上下水道局、教育委員会事務局）で構成する。</u> <u>主な業務は、災害対策本部室の設置時に各部のブースにて情報連絡員として従事し、災害情報の収集や各所属への指示など各部との綿密な情報伝達を行う。</u> (3) 準備班員 市庁舎のおおむね半径3キロ以内に居住する副主幹以下の職員10名程度で構成する。 主な業務としては、危機情報センター、災害対策本部立ち上げの準備及び危機管理課と連携して災害情報の収集等を行う。 (4) 避難所対応班員 主幹以下の職員（建設部、消防局、<u>上下水道局</u>、職員課、秘書課、広報<u>プロモーション</u>課、市民協働・ボランティア推進課、危機管理課、林業水産課、農村整備課、要配慮者支援班の職員、議会事務局の運転業務員及び係長を除く。）で、避難所対応班は「対応員」、「地区支援員」、「広域支援員」から構成するものとする。 大規模な災害（地震、ゲリラ豪雨等）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、所属長の指示に従い、指定された場所での災害対応業務、あるいは避難所開設業務を実施する。なお、交通の遮断等により、勤務場所に参集できない場合は、最寄りの公民館に参集し、災害対策本部の指示に従う。 避難所対応班の班長は速やかな避難所の開設と運営、公民館参集職員の取りまとめ（避難所配置職員への指示及び選出含む）、班の連絡体制網の確立を行うとともに、施設管理者（学校長、公民館長等）との地域内の連絡体制を確立する。副班長は班長を補佐（班長不在時の代行）する。 避難所対応班の班長及び副班長は、班員が参集途上に見聞した災害状況を取りまとめ、災害対策本部（危機情報センター）に報告する。また、班長は、自らの判断、又は災害対策本部（危機情報センター）の指示により、担当地区の災害状況を調査し報告するものとする。 (5) 勤務時間外の配備体制 ア 第1号配備 (略) <table><tr><th>時 間 外</th><th>第 1 号 配 備</th></tr><tr><td>配 備 基 準</td><td>・ 気象警報が発表され、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合</td></tr></table>	時 間 外	第 1 号 配 備	配 備 基 準	・ 気象警報が発表され、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合
時 間 外	第 1 号 配 備								
配 備 基 準	・ 気象警報が発表され、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合								
時 間 外	第 1 号 配 備								
配 備 基 準	・ 気象警報が発表され、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合								

修正前			修正後		
		・ 特別警報が発表された場合 ・ 市長が職員の動員・ 配備が必要であると認めたとき			・ 特別警報が発表された場合 ・ 市長が職員の動員・ 配備が必要であると認めたとき
			部別ブース員		参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター）（班長の指示） 業 務：・ 部局間の連絡調整 ・ 危機情報センターの設置・ 運営
準備班員、 危機管理班（危機管理課）		参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター） 業 務：・ 危機情報センターの設置 ・ 危機情報センター会議の開催 ・ 被害状況等の情報収集 ・ 指定場所での災害対応	準備班員、 危機管理班（危機管理課）		参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター） 業 務：・ 危機情報センターの設置 ・ 危機情報センター会議の開催 ・ 被害状況等の情報収集 ・ 指定場所での災害対応
本部員（参与・部長、消防局長 議会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長）		参集場所：自宅待機 業 務：・ 状況に応じた対策事項等の指示	本部員（参与・部長、消防局長 議会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長）		参集場所：自宅待機 業 務：・ 状況に応じた対策事項等の指示
副部長（各部の理事及び各部局次長等）		参集場所：自宅待機 業 務：・ 部長との連絡調整及びサポート	副部長（各部の理事及び各部局次長等）		参集場所：自宅待機 業 務：・ 部長との連絡調整及びサポート
班長等（所属長等） 【課長、副課長、課長補佐等】		参集場所：勤務場所 業 務：・ 所管施設の被害状況、各課（室）内の被害状況の把握 ・ 状況に応じた各所属班員の招集指示 ・ 状況に応じた所属班員の安否の確認	班長等（所属長等） 【課長、副課長、課長補佐等】		参集場所：勤務場所 業 務：・ 所管施設の被害状況、各課（室）内の被害状況の把握 ・ 状況に応じた各所属班員の招集指示 ・ 状況に応じた所属班員の安否の確認
各部局危機管理推進員 【調整参事等連絡会議の構成員】		参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター） 業 務：・ 危機情報センター会議 ・ 担当部における被害状況の取りまとめ ・ 各部における連絡調整	各部局危機管理推進員 【調整参事等連絡会議の構成員】		参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター） 業 務：・ 危機情報センター会議 ・ 担当部における被害状況の取りまとめ ・ 各部における連絡調整
係長、避難所対応班員		参集場所：指定場所・ 自宅待機（班長の指示） 業 務：・ 指定場所での災害対応 ・ 指定場所での避難所業務 ・ 市内の被害調査（随時）	係長、避難所対応班員		参集場所：指定場所・ 自宅待機（班長の指示） 業 務：・ 指定場所での災害対応 ・ 指定場所での避難所業務 ・ 市内の被害調査（随時）
建設部、支援第1部（運転業務員のみ）、職員班、秘書班、広報班、市民協働・ボランティア推進班、林業水産班、農村整備班、要配慮者支援班の班員		参集場所：各班で決められた場所 業 務：・ 各班で決められた業務	建設部、支援第1部（運転業務員のみ）、職員班、秘書班、広報プロモーション班、市民協働・ボランティア推進班、林業水産班、農村整備班、要配慮者支援班の班員		参集場所：各班で決められた場所 業 務：・ 各班で決められた業務
企業部の班員		企業局で定める対策計画による	上下水道部の班員		上下水道局で定める対策計画による
消防部の班員		消防局で定める対策計画による	消防部の班員		消防局で定める対策計画による
イ 第2号配備 （略）			イ 第2号配備 （略）		
時 間 外	第 2 号 配 備		時 間 外	第 2 号 配 備	
配 備 基 準	・ 災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大になるおそれがある場合 ・ その他市長が必要と認める場合		配 備 基 準	・ 災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大になるおそれがある場合 ・ その他市長が必要と認める場合	
本部室員（危機管理班及びそ	参集場所：福井市役所本庁舎（災害対策本部）		本部室員（危機管理班及びそ	参集場所：福井市役所本庁舎（災害対策本部）	

(5)略

(6)勤務時間内の配備体制
ア第１号配備(略)

時間内	第１号配備
配備基準	・気象警報が発表され、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合 ・特別警報が発表された場合 ・市長が職員の動員・配備が必要であると認めたとき

(6)略

(7)勤務時間内の配備体制
ア第１号配備(略)

時間内	第１号配備
配備基準	・気象警報が発表され、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合 ・特別警報が発表された場合 ・市長が職員 の動員・配備が必要であると認めたとき
部別ブース員	参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター） （班長の指示） 業務： ・部局間の連絡調整

修正前		
準備班員、 危機管理班（危機管理課）	参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター） 業 務：・危機情報センターの設置 ・危機情報センター会議の開催 ・被害状況等の情報収集 ・指定場所での災害対応	
本部員（参与・部長、消防局長 議会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長）	参集場所：勤務場所 業 務：・状況に応じた対策事項等の指示	
副部長（各部の理事及び各部局次長等）	参集場所：勤務場所 業 務：・部局との連絡調整及びサポート	
班長等（所属長等） 【課長、副課長、課長補佐等】	参集場所：勤務場所 業 務：・所管施設及び各課（室）内の被害状況の把握 ・状況に応じた応急対策活動の実施	
各部局危機管理推進員 【調整参事等連絡会議の構成員】	参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター） 業 務：・危機情報センター会議 ・担当部における被害状況の取りまとめ ・各部における連絡調整	
係長、避難所対応班	参集場所：指定場所（班長の指示） 業 務：・各所属における情報収集及び災害対応 ・指定場所での避難所業務	
建設部、支援第1部（運転業務員のみ）、職員班、秘書班、広報班、市民協働・ボランティア推進班、林業水産班、農村整備班、要配慮者支援班の班員	参集場所：各班で決められた場所 業 務：・各班で決められた業務	
企業部の班員	企業局で定める対策計画による	
消防部の班員	消防局で定める対策計画による	
イ 第2号配備 （略）		
時 間 内	第 2 号 配 備	
配 備 基 準	・災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合、被害が甚大になるおそれがある場合 ・その他市長が必要と認める場合	
本部室員（危機管理班及びその他各部の各班のうちから本部室長が指名した者）、準備班員	参集場所：福井市役所本庁舎（災害対策本部） 業 務：・災害対策本部の設置・運営 ・被災現場から収集された各種情報の取りまとめ ・対策会議の開催	
本部員（参与・部長、消防局長 議会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長）	参集場所：福井市役所本庁舎（災害対策本部） 業 務：・各種応急対策等の指示	
副部長（各部の理事及び各部	参集場所：勤務場所	

修正後		
	・危機情報センターの設置・運営	
準備班員、 危機管理班（危機管理課）	参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター） 業 務：・危機情報センターの設置 ・危機情報センター会議の開催 ・被害状況等の情報収集 ・指定場所での災害対応	
本部員（参与・部長、消防局長 議会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長）	参集場所：勤務場所 業 務：・状況に応じた対策事項等の指示	
副部長（各部の理事及び各部局次長等）	参集場所：勤務場所 業 務：・部局との連絡調整及びサポート	
班長等（所属長等） 【課長、副課長、課長補佐等】	参集場所：勤務場所 業 務：・所管施設及び各課（室）内の被害状況の把握 ・状況に応じた応急対策活動の実施	
各部局危機管理推進員 【調整参事等連絡会議の構成員】	参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター） 業 務：・危機情報センター会議 ・担当部における被害状況の取りまとめ ・各部における連絡調整	
係長、避難所対応班	参集場所：指定場所（班長の指示） 業 務：・各所属における情報収集及び災害対応 ・指定場所での避難所業務	
建設部、支援第1部（運転業務員のみ）、職員班、秘書班、広報プロモーション班、市民協働・ボランティア推進班、林業水産班、農村整備班、要配慮者支援班の班員	参集場所：各班で決められた場所 業 務：・各班で決められた業務	
上下水道部の班員	上下水道局で定める対策計画による	
消防部の班員	消防局で定める対策計画による	
イ 第2号配備 （略）		
時 間 内	第 2 号 配 備	
配 備 基 準	・災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合、被害が甚大になるおそれがある場合 ・その他市長が必要と認める場合	
本部室員（危機管理班及びその他各部の各班のうちから本部室長が指名した者）、部別ブース員、準備班員	参集場所：福井市役所本庁舎（災害対策本部） 業 務：・部局間の連絡調整 ・災害対策本部の設置・運営 ・被災現場から収集された各種情報の取りまとめ ・対策会議の開催	
本部員（参与・部長、消防局長 議会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長）	参集場所：福井市役所本庁舎（災害対策本部） 業 務：・各種応急対策等の指示	
副部長（各部の理事及び各部	参集場所：勤務場所	

修正前			修正後		
	局次長等)	業 務：・部長との連絡調整及びサポート		局次長等)	業 務：・部長との連絡調整及びサポート
	班長等（所属長等） 【課長、副課長、出先の長・課長補佐、係長等】	参集場所：勤務場所 業 務：・所属班員の把握 ・応急対策実施に対する準備（計画） ・災害対策本部の運営支援 ・避難所対応班員への担当公民館出動指示		班長等（所属長等） 【課長、副課長、出先の長・課長補佐、係長等】	参集場所：勤務場所 業 務：・所属班員の把握 ・応急対策実施に対する準備（計画） ・災害対策本部の運営支援 ・避難所対応班員への担当公民館出動指示
	各部連絡責任者 【調整参事等連絡会議の構成員】	参集場所：福井市役所本庁舎 業 務：・担当部班員への情報連絡調整 ・担当部での情報の取りまとめ ・各部長、副部長と各班長との連絡調整		各部連絡責任者 【調整参事等連絡会議の構成員】	参集場所：福井市役所本庁舎 業 務：・担当部班員への情報連絡調整 ・担当部での情報の取りまとめ ・各部長、副部長と各班長との連絡調整
	避難所対応班 対応員	参集場所：指定場所（班長の指示） 業 務：・担当公民館区域内の被害調査、避難所の開設及び対応業務 ・福井市災害対策本部の業務分担に基づく業務		避難所対応班 対応員	参集場所：指定場所（班長の指示） 業 務：・担当公民館区域内の被害調査、避難所の開設及び対応業務 ・福井市災害対策本部の業務分担に基づく業務
	避難所対応班 地区支援員、広域支援員	参集場所：指定場所（班長の指示） 業 務：・福井市災害対策本部の業務分担に基づく業務		避難所対応班 地区支援員、広域支援員	参集場所：指定場所（班長の指示） 業 務：・福井市災害対策本部の業務分担に基づく業務
	建設部、支援第1部（運転業務員のみ）、職員班、秘書班、広報班、市民協働・ボランティア推進班、林業水産班、農村整備班、要配慮者支援班の班員	参集場所：各班で決められた場所 業 務：・応急対策等		建設部、支援第1部（運転業務員のみ）、職員班、秘書班、広報プロモーション班、市民協働・ボランティア推進班、林業水産班、農村整備班、要配慮者支援班の班員	参集場所：各班で決められた場所 業 務：・応急対策等
	企業部の班員	企業局で定める対策計画による		上下水道部の班員	上下水道局で定める対策計画による
	消防部の班員	消防局で定める対策計画による		消防部の班員	消防局で定める対策計画による
(7) ～ (9) 略 3 略 第2節 応援要請計画 1 略 2 災害応援協定に基づく応援要請 災害対策・復旧対策を円滑に実施するために、他の地方公共団体や民間団体等との応援協定に基づき応援を要請するものとする。なお、協定の締結の状況は次のとおりである。 ・災害時における相互援助協定（川崎市） ・北陸3都市災害時相互応援協定（金沢市・富山市） ・福井県・市町災害時相互応援協定（県・県内各市町） ・自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定（新潟市・仙台市・島原市・釧路市・墨田区・静岡市） ・熊本市及び福井市災害時相互応援協定書（熊本市） ・福井県警察本部長との協定（福井県警察本部） ・災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）福井市医師会） ・福井市と福井市内の郵便局の災害時における相互協力に関する協定書（福井市内郵便局代表 福井中央郵便局） ・災害時における協力に関する協定書			(8) ～ (10) 略 3 略 第2節 応援要請計画 1 略 2 災害応援協定に基づく応援要請 災害対策・復旧対策を円滑に実施するために、他の地方公共団体や民間団体等との応援協定に基づき応援を要請するものとする。なお、協定の締結の状況は次のとおりである。 ・災害時における相互援助協定（川崎市） ・北陸3都市災害時相互応援協定（金沢市・富山市） ・福井県・市町災害時相互応援協定（県・県内各市町） ・自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定（新潟市・仙台市・島原市・釧路市・墨田区・静岡市） ・熊本市及び福井市災害時相互応援協定書（熊本市） ・福井県警察本部長との協定（福井県警察本部） ・災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）福井市医師会） ・福井市と福井市内の郵便局の災害時における相互協力に関する協定書（福井市内郵便局代表 福井中央郵便局） ・災害時における協力に関する協定書		

修正前	修正後
・(株)マイステイズ・ホテル・マネジメントかんぼの宿 福井) ・福井市及び福井市企業局と福井管工事業協同組合の災害時における協力に関する協定 (福井市企業管理者・福井管工事業協同組合) ・福井市と福井ケーブルテレビ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定 (福井ケーブルテレビ(株)) ・災害時における相互応援に関する協定(愛知県丹羽郡扶桑町) ・災害時における相互応援協定書(岐阜県安八郡安八町) ・全国清水町災害応援協定 (北海道清水町・静岡県清水町・和歌山県清水町(現:有田川町)) ・九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書 (国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所) ・災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定((一社)福井県エルピーガス協会) ・災害発生時における人命救助を要する救援作業についての覚書 ((一社)全国クレーン建設業協会) ・災害時における応急生活物資等の協力に関する協定(福井県) ・公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定 (中部地方支部長(名古屋市長)、愛知県支部長(豊橋市)、三重県支部長(津市長)、静岡県支部長(静岡市長)、岐阜県支部長(岐阜市長)、石川県支部長(金沢市長)、富山県支部長(富山市長)) ・災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定((一社)福井地区建設業会) ・日野川地区水道用水供給事業における緊急時の給水等に関する協定書 (福井県、鯖江市、越前市、南越前町、越前町) ・全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定(全中協加盟都市) ・災害時における公共施設等の電気設備の保安対策業務の協力に関する協定書 ((一財))北陸電気保安協会) ・災害時における公共施設等の電気設備の応急対策業務の協力に関する協定書 ((一社)福井県電業協会) ・災害時における石油燃料の優先供給に関する協定(福井県石油業協同組合) ・災害時における公共建築物の応急対策に関する協定((一社)福井県建築工業会) ・災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書(社会福祉施設等) ・災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定書((一社)福井県解体工事業協会) ・災害時における公共施設等の電化製品等の応急対策に関する協定(福井県電器商業組合) ・災害時の人材派遣に関する協定書((学)大原スポーツ医療保育福祉専門学校) ・災害時の人材派遣に関する協定書(福井県医療福祉専門学校) ・災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書 ((一社)福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会) ・災害時の応援に関する申し合わせ(国土交通省近畿地方整備局) ・災害時における応援に関する協定書(ヴェオリア・ジェネッツ(株)中部支店) ・災害時における医療救護活動に関する協定書(福井市薬剤師会)	・(株)マイステイズ・ホテル・マネジメントかんぼの宿 福井) ・福井市及び福井市企業局と福井管工事業協同組合の災害時における協力に関する協定 (福井市企業管理者・福井管工事業協同組合) ・福井市と福井ケーブルテレビ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定 (福井ケーブルテレビ(株)) ・災害時における相互応援に関する協定(愛知県丹羽郡扶桑町) ・災害時における相互応援協定書(岐阜県安八郡安八町) ・全国清水町災害応援協定 (北海道清水町・静岡県清水町・和歌山県清水町(現:有田川町)) ・九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書 (国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所) ・災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定((一社)福井県エルピーガス協会) ・災害発生時における人命救助を要する救援作業についての覚書 ((一社)全国クレーン建設業協会) ・災害時における応急生活物資等の協力に関する協定(福井県) ・公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定 (中部地方支部長(名古屋市長)、愛知県支部長(豊橋市)、三重県支部長(津市長)、静岡県支部長(静岡市長)、岐阜県支部長(岐阜市長)、石川県支部長(金沢市長)、富山県支部長(富山市長)) ・災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定((一社)福井地区建設業会) ・日野川地区水道用水供給事業における緊急時の給水等に関する協定書 (福井県、鯖江市、越前市、南越前町、越前町) ・全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定(全中協加盟都市) ・災害時における公共施設等の電気設備の保安対策業務の協力に関する協定書 ((一財))北陸電気保安協会) ・災害時における公共施設等の電気設備の応急対策業務の協力に関する協定書 ((一社)福井県電業協会) ・災害時における石油燃料の優先供給に関する協定(福井県石油業協同組合) ・災害時における公共建築物の応急対策に関する協定((一社)福井県建築工業会) ・災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書(社会福祉施設等) ・災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定書((一社)福井県解体工事業協会) ・災害時における公共施設等の電化製品等の応急対策に関する協定(福井県電器商業組合) ・災害時の人材派遣に関する協定書((学)大原スポーツ医療保育福祉専門学校) ・災害時の人材派遣に関する協定書(福井県医療福祉専門学校) ・災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書 ((一社)福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会) ・災害時の応援に関する申し合わせ(国土交通省近畿地方整備局) ・災害時における応援に関する協定書(ヴェオリア・ジェネッツ(株)中部支店) ・災害時における医療救護活動に関する協定書(福井市薬剤師会)

修正前	修正後
・災害時における歯科医療救護活動に関する協定書（福井市歯科医師会） ・ふくい減災プロジェクトの協定書（㈱ウェザーニューズ） ・東大寺サミット災害時相互応援協定 （涌谷町・小浜市・鎌倉市・奈良市・山口市・美祢市・防府市・太宰府市） ・災害時における動物救護活動に関する協定書（福井県獣医師会） ・災害時における自転車の調達及び整備等に関する協定 （福井県自転車軽自動車商協同組合） ・災害時における生活物資の供給協力等に関する協定書（福井県民生活協同組合） ・福井市・日本下水道事業団災害支援協定（地方共同法人日本下水道事業団） ・大規模災害時における帰宅困難者支援施設の使用に関する協定書（ハピリン管理組合） ・災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー㈱） ・災害時における飲料水の供給に関する協定（北陸コカ・コーラボトリング㈱） ・災害時における飲料水の供給に関する協定（㈱ダイードリンコ北陸） ・「福井市防災ハンドブック 2018」協働発行に関する協定書 （㈱ゼンリン、福井市自治会連合会） ・大規模災害時等における帰宅困難者支援施設の使用に関する協定 （北陸財務局 福井財務事務所） ・災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便㈱） ・災害時における支援物資の受入及び配送に関する協定書（ヤマト運輸㈱） ・大規模火災時における消防用水の確保に関する協定書（福井嶺北地区生コン協同組合） ・防火用水機能付加施設の使用に関する覚書（九頭竜川鳴鹿土地改良区） ・中核市災害相互応援協定（全国中核市） ・特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社 福井支店） ・福井市とあいおいニッセイ同和損害保険会社との地方創生に関する包括連携協定書 （広域自然災害時の共同取組に関する覚書） （あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福井支店） ・災害時における妊産婦、母子等への応急救護活動及び支援等に関する協定 （（一社）福井県助産師会福井地区助産師会） ・災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 （福井県及び（公社）日本下水道管路管理業協会） ・災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 （福井県及び（公社）福井県下水道管路管理業協会） ・災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定 （福井県及び（公社）全国上下水道コンサルタント協会中部支部） ・災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定 （福井県及び（一社）福井県測量設計業協会） ・福井市ならびに北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社の地方創生に関する包括連携協定書（大規模災害時における相互連携に関する確認書）	・災害時における歯科医療救護活動に関する協定書（福井市歯科医師会） ・ふくい減災プロジェクトの協定書（㈱ウェザーニューズ） ・東大寺サミット災害時相互応援協定 （涌谷町・小浜市・鎌倉市・奈良市・山口市・美祢市・防府市・太宰府市） ・災害時における動物救護活動に関する協定書（福井県獣医師会） ・災害時における自転車の調達及び整備等に関する協定 （福井県自転車軽自動車商協同組合） ・災害時における生活物資の供給協力等に関する協定書（福井県民生活協同組合） ・福井市・日本下水道事業団災害支援協定（地方共同法人日本下水道事業団） ・大規模災害時における帰宅困難者支援施設の使用に関する協定書（ハピリン管理組合） ・災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー㈱） ・災害時における飲料水の供給に関する協定（北陸コカ・コーラボトリング㈱） ・災害時における飲料水の供給に関する協定（㈱ダイードリンコ北陸） ・「福井市防災ハンドブック 2018」協働発行に関する協定書 （㈱ゼンリン、福井市自治会連合会） ・大規模災害時等における帰宅困難者支援施設の使用に関する協定 （北陸財務局 福井財務事務所） ・災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便㈱） ・災害時における支援物資の受入及び配送に関する協定書（ヤマト運輸㈱） ・大規模火災時における消防用水の確保に関する協定書（福井嶺北地区生コン協同組合） ・防火用水機能付加施設の使用に関する覚書（九頭竜川鳴鹿土地改良区） ・中核市災害相互応援協定（全国中核市） ・特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社 福井支店） ・福井市とあいおいニッセイ同和損害保険会社との地方創生に関する包括連携協定書 （広域自然災害時の共同取組に関する覚書） （あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福井支店） ・災害時における妊産婦、母子等への応急救護活動及び支援等に関する協定 （（一社）福井県助産師会福井地区助産師会） ・災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 （福井県及び（公社）日本下水道管路管理業協会） ・災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 （福井県及び（公社）福井県下水道管路管理業協会） ・災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定 （福井県及び（公社）全国上下水道コンサルタント協会中部支部） ・災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定 （福井県及び（一社）福井県測量設計業協会） ・福井市ならびに北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社の地方創生に関する包括連携協定書（大規模災害時における相互連携に関する確認書）

修正前	修正後
(北陸電力㈱、北陸電力送配電㈱) ・災害時における被災者への支援活動に関する協定書（協同組合福井ショッピングモール） ・災害時における物資供給等に関する協定書（ユニー㈱アピタ福井大和田店） ・避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給に関する協定書 （福井トヨタ自動車㈱、福井トヨペット㈱、トヨタカローラ福井㈱、ネッツトヨタ福井㈱、㈱トヨタレンタリース福井） ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（㈱平和堂） ・災害救助に必要な物資の調達及び建物・駐車場の一部使用に関する協定書（㈱P L A N T） ・避難所等における車両からの電力供給及び災害対応用の車両貸与に関する協定書 （福井ダイハツ販売㈱） ・災害時における天幕等資機材の供給に関する協定 （太陽工業㈱、福井太陽㈱、㈱太陽テント北陸） ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定（ゲンキー㈱） ・災害時における被災者等への支援活動に関する協定書（㈱ベル） ・災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定（（一社）福井県産業資源循環協会） ・防災減災パートナーシップに関する協定（福井放送㈱） ・災害時の人的支援に関する協定書 （一社）福井市医師会看護専門学校福井市医師会看護専門学校） ・福井市と福井街角放送株式会社との災害緊急放送等に関する相互協定（福井街角放送㈱） ・災害時における避難者等への支援活動に関する協定（東部商業開発事業協同組合）	(北陸電力㈱、北陸電力送配電㈱) ・災害時における被災者への支援活動に関する協定書（協同組合福井ショッピングモール） ・災害時における物資供給等に関する協定書（ユニー㈱アピタ福井大和田店） ・避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給に関する協定書 （福井トヨタ自動車㈱、福井トヨペット㈱、トヨタカローラ福井㈱、ネッツトヨタ福井㈱、㈱トヨタレンタリース福井） ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（㈱平和堂） ・災害救助に必要な物資の調達及び建物・駐車場の一部使用に関する協定書（㈱P L A N T） ・避難所等における車両からの電力供給及び災害対応用の車両貸与に関する協定書 （福井ダイハツ販売㈱） ・災害時における天幕等資機材の供給に関する協定 （太陽工業㈱、福井太陽㈱、㈱太陽テント北陸） ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定（ゲンキー㈱） ・災害時における被災者等への支援活動に関する協定書（㈱ベル） ・災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定（（一社）福井県産業資源循環協会） ・防災減災パートナーシップに関する協定（福井放送㈱） ・災害時の人的支援に関する協定書 （一社）福井市医師会看護専門学校福井市医師会看護専門学校） ・福井市と福井街角放送株式会社との災害緊急放送等に関する相互協定（福井街角放送㈱） ・災害時における避難者等への支援活動に関する協定（東部商業開発事業協同組合） ・<u>災害時における避難者等への支援活動に関する協定（クアトロブーム㈱）</u> ・<u>災害時における避難者等への支援活動に関する協定（マルハン福井店）</u> ・<u>災害時における避難者等への支援活動に関する協定（東信産業㈱）</u> ・<u>異常降雪時における排雪用ダンプトラックの確保に関する覚書（福井県トラック協会ダンプ部会）</u> ・<u>災害時における避難者等への支援活動に関する協定（マルハン福井舞屋店）</u> ・<u>災害時における段ボール製品の供給に関する協定書（㈱ニホンパッケージ）</u> ・<u>災害福祉活動に関する相互連携協定書</u> <u>（（福）福井市社会福祉協議会、福井ライオンズクラブ、福井中央ライオンズクラブ、福井本丸ライオンズク</u> <u>ラブ、福井葵ライオンズクラブ、福井九頭竜ライオンズクラブ、福井フェニックスライオンズクラブ、ふ</u> <u>くいピュアライオンズクラブ、福井イーストライオンズクラブ、福井 SOUTH ライオンズクラブ、福井みな</u> <u>とライオンズクラブ）</u> ・<u>災害時における衛生用品等の供給に関する協定書（三和薬品㈱）</u> ・<u>大規模災害時等における一時滞在施設への帰宅困難者の受入れに関する協定</u> <u>（FUKUMACHI BLOCK 全体管理組合、まちづくり福井㈱）</u> ・<u>災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定</u> <u>（福井市シェアサイクル事業共同体 構成員：㈱日本海コンサルタント福井支店(代表)、㈱法美社、㈱ド</u> <u>コモバイクシェア）</u>

修正前	修正後
第3節 略	第3節 略
第4節 情報収集・伝達計画	第4節 情報収集・伝達計画
1 特別警報・警報・注意報等の情報 略 (1)～(2) 略 (3) 注意報、警報及び特別警報の種類及び発表基準 【一般の利用に適合するもの】 大雨警報 浸水害は表面雨量指数基準 18 以上、土砂災害は土壌雨量指数 <u>105</u> 以上。 洪水警報 流域雨量指数 ・天王川流域= <u>21.8</u> 大雨注意報 表面雨量指数 9 以上、土壌雨量指数 <u>67</u> 以上 洪水注意報 流域雨量指数 天王川流域= <u>17.4</u>	1 特別警報・警報・注意報等の情報 略 (1)～(2) 略 (3) 注意報、警報及び特別警報の種類及び発表基準 【一般の利用に適合するもの】 大雨警報 浸水害は表面雨量指数基準 18 以上、土砂災害は土壌雨量指数 <u>113</u> 以上。 洪水警報 流域雨量指数 ・天王川流域= <u>22</u> 大雨注意報 表面雨量指数 9 以上、土壌雨量指数 <u>79</u> 以上 洪水注意報 流域雨量指数 ・天王川流域= <u>17.6</u>
2 略	2 略
3 特別警報・警報・注意報等の伝達 (1) 一般的な利用に適合する気象警報・注意報等の伝達 ア～エ 略	3 特別警報・警報・注意報等の伝達 (1) 一般的な利用に適合する気象警報・注意報等の伝達 ア～エ 略
表3－4－1 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図 福井県警察本部 福井県無線漁業協同組合 北陸電力送配電(株)福井総合制御所 えちぜん鉄道(株) 京福バス(株) 福井鉄道(株) 日本原子力発電(株)敦賀発電所 国立研究開発法人日本原子力研究開発 機構敦賀事業本部 その他防災関係機関	表3－4－1 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図 福井県警察本部 福井県無線漁業協同組合 北陸電力送配電(株)福井総合制御所 えちぜん鉄道(株) 京福バス(株) 福井鉄道(株) ハピラインふくい 日本原子力発電(株)敦賀発電所 国立研究開発法人日本原子力研究開発 機構敦賀事業本部 その他防災関係機関
(2)～(3) 略	(2)～(3) 略
4～5 略	4～5 略
6 災害情報収集 (1)～(2) 略 (3) 被害情報等の伝達系統	6 災害情報収集 (1)～(2) 略 (3) 被害情報等の伝達系統
表3－4－2 伝達系統図 北陸電力(株)福井支店、北陸電力送配電(株)福井支社 西日本電信電話(株)福井支店 (株)NTTドコモ北陸支社 KDDI (株)北陸総支社 ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株) 中日本高速道路(株)金沢支社福井保全・サービスセンター 西日本旅客鉄道(株)金沢支社 えちぜん鉄道(株) 日本通運(株)福井支店 福井市漁業協同組合	表3－4－2 伝達系統図 北陸電力(株)福井支店、北陸電力送配電(株)福井支社 西日本電信電話(株)福井支店 (株)NTTドコモ北陸支社 KDDI (株)北陸総支社 ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株) 中日本高速道路(株)金沢支社福井保全・サービスセンター 西日本旅客鉄道(株)金沢支社 えちぜん鉄道(株) 日本通運(株)福井支店 福井市漁業協同組合

修正前	修正後
越廼漁業協同組合 福井県農業協同組合福井基幹支店・丹生基幹支店 福井商工会議所 福井鉄道(株) 京福バス(株) 福井都市ガス(株) (4) 略 (5) 孤立集落の被害状況把握 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県及び市は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。 7～8 略 第5節～第8節 略 第9節 避難及び避難所計画 1～2 略 3 住民等の自主的な避難 (1)～(2) 略 (3) 自主避難場所の開設 災害が予想されるなど、必要がある場合には、<u>職員班</u>は担当職員を派遣し、避難住民の受入れを行うため、市指定の緊急避難場所の中から自主避難場所を開設する。 4 略 5 避難場所及び避難所の開設 (1) 略 (2) 開設の方法 <u>職員班</u>は、避難指示等の発令により避難所を開設する必要がある場合は、あらかじめ指定した避難所のうちからその災害の状況等に応じて、原則として公民館、小学校、中学校及び市指定の公共施設の順に選定し、直ちに担当職員を派遣して施設管理者（公民館長、学校長等）や地域住民の協力を得て開設する。 (3)～(5) 略 6 避難所の運営 (1) 運営体制の整備 ア 関係者相互の協力 避難所対応班は、自治会、自主防災組織、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者、施設管理者（公民館長、学校長等）等の協力を得て避難所の管理運営を行う。 イ 自治組織の結成 避難所対応班は、避難が長期化した場合の対応に配慮し、避難者による自治組織の結成を促し、<u>役割分担</u>	越廼漁業協同組合 福井県農業協同組合福井基幹支店・丹生基幹支店 福井商工会議所 福井鉄道(株) <u>(株)ハピラインふくい</u> 京福バス(株) 福井都市ガス(株) (4) 略 (5) 孤立集落の被害状況把握 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県及び市は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。 <u>なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。</u> 7～8 略 第5節～第8節 略 第9節 避難及び避難所計画 1～2 略 3 住民等の自主的な避難 (1)～(2) 略 (3) 自主避難場所の開設 災害が予想されるなど、必要がある場合には、<u>危機管理班</u>は担当職員を派遣し、避難住民の受入れを行うため、市指定の緊急避難場所の中から自主避難場所を開設する。 4 略 5 避難場所及び避難所の開設 (1) 略 (2) 開設の方法 <u>危機管理班</u>は、避難指示等の発令により避難所を開設する必要がある場合は、あらかじめ指定した避難所のうちからその災害の状況等に応じて、原則として公民館、小学校、中学校及び市指定の公共施設の順に選定し、直ちに担当職員を派遣して施設管理者（公民館長、学校長等）や地域住民の協力を得て開設する。 (3)～(5) 略 6 避難所の運営 (1) 運営体制の整備 ア 関係者相互の協力 避難所対応班は、自治会、自主防災組織、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者、施設管理者（公民館長、学校長等）等の協力を得て避難所の管理運営を行う。 イ 自治組織の結成 避難所対応班は、避難が長期化した場合の対応に配慮し、避難者による自治組織の結成を促し、<u>役割分担</u>

修正前	修正後																																								
<u>を明確にし</u>、避難者自らが相互に助け合い<u>自主的な運営</u>を行えるよう支援する。	<u>を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ</u>、避難者自らが相互に助け合い<u>自治的な運営</u>を行えるよう支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に協力を求めるなど、地域全体で避難者を支える体制づくりに留意する。</u>																																								
ウ～エ 略	ウ～エ 略																																								
(2) 略	(2) 略																																								
(3) 情報の提供	(3) 情報の提供																																								
広報班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。	広報 <u>プロモーション</u> 班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。																																								
(4)～(8) 略	(4)～(8) 略																																								
7～8 略	7～8 略																																								
9 帰宅困難者対策	9 帰宅困難者対策																																								
公共交通機関が停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、協定締結施設に対し、帰宅困難者支援施設開設の要請を行ない、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。	公共交通機関が停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、協定締結施設に対し、帰宅困難者支援施設開設の要請を行ない、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。																																								
【帰宅困難者支援施設】	【帰宅困難者支援施設】																																								
<table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>避難場所</th><th>備蓄倉庫</th><th>管理者</th></tr><tr><td>福井駅西口再開発ビル「ハピリン」</td><td>中央1丁目2-1</td><td>3階多目的ホール</td><td>地下2階倉庫</td><td>ハピリン管理組合</td></tr><tr><td>福井春山合同庁舎</td><td>春山1丁目1-54</td><td>1階共用部分及び8階の一部</td><td>庁舎内倉庫</td><td>北陸財務局 福井財務事務所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施設名	所在地	避難場所	備蓄倉庫	管理者	福井駅西口再開発ビル「ハピリン」	中央1丁目2-1	3階多目的ホール	地下2階倉庫	ハピリン管理組合	福井春山合同庁舎	春山1丁目1-54	1階共用部分及び8階の一部	庁舎内倉庫	北陸財務局 福井財務事務所						<table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>避難場所</th><th>備蓄倉庫</th><th>管理者</th></tr><tr><td>福井駅西口再開発ビル「ハピリン」</td><td>中央1丁目2-1</td><td>3階多目的ホール</td><td>地下2階倉庫</td><td>ハピリン管理組合</td></tr><tr><td>福井春山合同庁舎</td><td>春山1丁目1-54</td><td>1階共用部分及び8階の一部</td><td>庁舎内倉庫</td><td>北陸財務局 福井財務事務所</td></tr><tr><td><u>FUKUMACHI BLOCK</u></td><td><u>中央1丁目3-5</u></td><td><u>EAST BLOCK 1階屋内広場及び2階の一部</u></td><td><u>なし</u></td><td><u>FUKUMACHI BLOCK 全体管理組合</u></td></tr></table>	施設名	所在地	避難場所	備蓄倉庫	管理者	福井駅西口再開発ビル「ハピリン」	中央1丁目2-1	3階多目的ホール	地下2階倉庫	ハピリン管理組合	福井春山合同庁舎	春山1丁目1-54	1階共用部分及び8階の一部	庁舎内倉庫	北陸財務局 福井財務事務所	<u>FUKUMACHI BLOCK</u>	<u>中央1丁目3-5</u>	<u>EAST BLOCK 1階屋内広場及び2階の一部</u>	<u>なし</u>	<u>FUKUMACHI BLOCK 全体管理組合</u>
施設名	所在地	避難場所	備蓄倉庫	管理者																																					
福井駅西口再開発ビル「ハピリン」	中央1丁目2-1	3階多目的ホール	地下2階倉庫	ハピリン管理組合																																					
福井春山合同庁舎	春山1丁目1-54	1階共用部分及び8階の一部	庁舎内倉庫	北陸財務局 福井財務事務所																																					
施設名	所在地	避難場所	備蓄倉庫	管理者																																					
福井駅西口再開発ビル「ハピリン」	中央1丁目2-1	3階多目的ホール	地下2階倉庫	ハピリン管理組合																																					
福井春山合同庁舎	春山1丁目1-54	1階共用部分及び8階の一部	庁舎内倉庫	北陸財務局 福井財務事務所																																					
<u>FUKUMACHI BLOCK</u>	<u>中央1丁目3-5</u>	<u>EAST BLOCK 1階屋内広場及び2階の一部</u>	<u>なし</u>	<u>FUKUMACHI BLOCK 全体管理組合</u>																																					
表3－9－1 略	表3－9－1 略																																								
第10節 略	第10節 略																																								
第11節 交通規制計画	第11節 交通規制計画																																								
略	略																																								
1 略	1 略																																								
2 交通規制の実施	2 交通規制の実施																																								
警察は、大規模な風水害等の災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するため、次の交通規制計画を実施する。	警察は、大規模な風水害等の災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するため、次の交通規制計画を実施する。																																								
(1) 被災地域内の一般車両の流入制限	(1) 被災地域内の一般車両の流入制限																																								
主要各道路においては被災地域内に流入する車両のうち、 <u>緊急通行車両及び事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）緊急自動車及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両（以下「緊急通行車両」という）</u> 以外の車両を極力抑制する。	主要各道路においては被災地域内に流入する車両のうち、 <u>緊急自動車及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両（以下「緊急通行車両」という。）</u> 以外の車両を極力抑制する。																																								
(2)～(5) 略	(2)～(5) 略																																								
3 緊急通行車両の確認等	3 緊急通行車両の確認等																																								
緊急通行車両の確認等の手続は、次により行うものとする。	緊急通行車両の確認等の手続は、次により行うものとする。																																								

修正前	修正後
<u>(1) 確認の実施責任者</u> <u>緊急通行車両（緊急自動車以外）の確認は、車両の使用者の申出により県知事（危機管理課）又は公安委員会（県警察本部交通規制課、警察署等）が行う。</u> <u>次に掲げる緊急通行車両のうち、市やその他の防災機関が所有するものについては公安委員会が確認する。</u> <u>(2) 緊急通行車両の範囲</u> <u>緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害 対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であり、この場合において、同項に基づく災害応急対策は次のアからケまでに掲げる事項をいう。</u> <u>ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項</u> <u>イ 消防、水防その他（ライフライン等）の応急処置に関する事項</u> <u>ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項</u> <u>エ 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関する事項</u> <u>オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</u> <u>カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</u> <u>キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</u> <u>ク 緊急輸送の確保に関する事項</u> <u>ケ その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</u> <u>(3) 緊急通行車両の事前届出</u> <u>(2) で掲げる緊急通行車両のうち、市が保有し、若しくは他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として所定の様式により、原則、所在地警察署に事前届出を行い、事前届出済証の交付を受けるものとする。</u> <u>(4) 緊急通行車両の確認申請</u> <u>緊急通行路が指定された場合の緊急通行車両の確認申請は、原則として所定の様式により、県警察本部交通規制課、事前届出を行った警察署に申請して行う。</u> <u>(5) 緊急通行車両の標章等</u> <u>ア 公安委員会は、緊急通行車両の確認後は、所定の標章及び緊急通行車両等確認証明書（以下「確認証明書等」という。）を交付するものとする。</u> <u>イ 確認証明書等は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間とする。</u> <u>ウ 確認証明書等の交付を受けた緊急通行車両の使用人は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付けておくものとする。</u> <u>(6) 規制除外車両の手続</u> <u>事前届出対象の規制除外車両の確認等の手続についても、緊急通行車両の確認等の手続を準用するものとする。</u> 4～5 略	<u>(1) 緊急通行車両の範囲</u> <u>緊急通行車両及び事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車のほか、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。</u> <u>(2) 緊急通行車両等確認標章及び証明書の交付等</u> <u>県公安委員会は、「緊急通行車両の確認等に関する規程」に基づき、緊急通行車両および規制除外車両に対し、災害対策基本法施行規則第6条の2の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。</u> <u>また、同規程に基づき、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。</u> 4～5 略

修正前	修正後
第 1 2 節 略	第 1 2 節 略
第 1 3 節 輸送計画	第 1 3 節 輸送計画
略	略
1 略	1 略
2 輸送対象及び輸送手段	2 輸送対象及び輸送手段
(1) 略	(1) 略
(2) 輸送手段	(2) 輸送手段
ア 自動車輸送	ア 自動車輸送
(ア) ～ (ウ) 略	(ア) ～ (ウ) 略
(エ) 輸送車両等の確保	(エ) 輸送車両等の確保
①～② 略	①～② 略
③ 緊急通行車両等の確認申請手続等	③ 緊急通行車両等の確認申出手続等
・ 緊急通行車両等の確認・標示	・ 緊急通行車両等の確認の申出及び標章の掲示等
災害対策基本法第 7 6 条第 1 項に基づき交通規制が行われた場合は、緊急通行車両は次により緊急通行車両等確認証明書（以下「証明書」という。）及び標章を受けるものとする。	災害対策基本法第 7 6 条第 1 項に基づき交通規制が行われた場合は、緊急通行車両は次により緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）及び標章の交付を受けるものとする。
・ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、 <u>車両を所管する各対策部等が県警察本部交通規制課、各警察署等で証明書等の交付を受ける。</u>	・ 緊急通行車両の確認の申出を行い、 <u>証明書及び標章の事前</u> 交付を受けている車については、 <u>緊急交</u> <u>通路を通行する際には、</u> 標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携行する。
なお、 <u>交付後は所定の</u> 標章を <u>当該</u> 車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。	
・ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部等が <u>緊急通行車両等確認申請書</u> により県警察本部交通規制課、各警察署等 <u>に申請し、</u> 証明書等の交付を受ける。	・ <u>証明書及び標章の事前</u> 交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部等が <u>緊急通行</u> <u>車両確認申出書</u> により県警察本部交通規制課、各警察署等 <u>で</u> 証明書等の交付を受ける。
なお、 <u>交付後は所定の</u> 標章を <u>当該</u> 車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。	なお、 <u>当該車両が緊急交通路を通行する際には、</u> 標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。
施設活用推進班が借り上げ等で調達した車両については、施設活用推進班が <u>緊急通行車両等確認申請書</u> により県警本部交通規制課、各警察署等 <u>に申請し、</u> 証明書等の交付を受ける。	施設活用推進班が借り上げ等で調達した車両については、施設活用推進班が <u>緊急通行車両確認申出書</u> により県警本部交通規制課、各警察署等 <u>で</u> 証明書等の交付を受ける。
なお、 <u>交付後は所定の</u> 標章を <u>当該</u> 車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。	なお、 <u>当該車両が緊急交通路を通行する際には、</u> 標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。
イ～オ 略	イ～オ 略
3 略	3 略
第 1 4 節～第 1 8 節 略	第 1 4 節～第 1 8 節 略
第 1 9 節 災害廃棄物処理応急計画	第 1 9 節 災害廃棄物処理応急計画
1 略	1 略
2 家庭ごみの処理	2 家庭ごみの処理
被災地域や指定避難所等における住民の生活活動から生じる「家庭ごみ」の処理計画を定める。	被災地域や指定避難所等における住民の生活活動から生じる「家庭ごみ」(<u>家庭ごみとは、災害ごみ処理マニュアルで定める「生活ごみ」及び「避難所ごみ」をいう。</u>)の処理計画を定める。
(1) ～ (2) 略	(1) ～ (2) 略
(3) <u>仮置場</u> の確保	(3) <u>臨時の集積場</u> の確保
<u>道路交通の遮断・渋滞が予想されるため、指定避難所や公園等を中心としたごみの仮置場</u> を確保し、収集計画	被災地域内において既存集積場が機能しなくなった場合に、当該地区内で臨時の集積場を確保し、収集計画を

修正前	修正後
を策定する。 (4) 処理 ア ごみの排出方法は、<u>燃えるごみ及び燃えないごみの分別排出とし、ごみの排出方法は、原則として、それぞれ処理施設で処理する。</u> 収集資源センター班は、分別排出の徹底について市民やボランティアに広報するとともに、指導を行う。 ごみ処理については、<u>市の焼却場等</u>で処理するが、被災状況によっては、県及び近隣市町等に応援を要請する。 3 災害廃棄物の処理 災害時において発生する建築物の倒壊・焼失等から生じる家具・廃木材等「災害廃棄物」の処理計画を策定する。 (1) 体制 ア 道路、下水道、河川等の応急措置及び復旧による災害廃棄物の処理は、それぞれの維持管理者が行う。 イ 家庭の災害廃棄物の処理は、次により行う。 (ア) 倒壊家屋等の解体・除去 倒壊した家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行う。 (イ) 粗大ごみの処理 畳や家具等の粗大ごみについては、原則として指定された場所へ自己搬入とし、例外的に高齢者等の要配慮者には、戸別収集の対応をする。効率的な収集を行うため、自治会単位の申込みや拠点収集方式についても導入に努める。 <u>ウ 災害により発生した建築物の倒壊、喪失等による廃材等の災害廃棄物は、収集資源センター班が第一義的に対応する。</u> <u>エ</u> 災害廃棄物の収集、処理等が市のみで対応が困難な場合は、県及び近隣市町等に応援を要請する。 <u>オ</u> ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、災害ボランティアセンター、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。 <u>カ</u> 事業所の災害廃棄物の処理は、それぞれの事業所が行う。 (2)～(3) 略 (4) 処理 ア 倒壊家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行うが、市は、被災状況に応じて被災者の経済的負担の軽減を図るため、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条）の適用について、速やかに県、国と協議する。 (ア) 国による特別措置（解体・除去等を公費で行う場合） 図 略 (イ) 適用がない場合 市の<u>集積場等</u>に所有者が自己搬入した場合は、処理手数料の減免措置を実施する。 ただし、解体、収集、運搬等については、基本的には所有者が負担する。 (5) 略 4～5 略 第20節 略	策定する。 (4) 処理 ア ごみの排出方法は、<u>平時と同じように分別して排出し、それぞれ処理施設で処理する。</u> 収集資源センター班は、分別排出の徹底について市民やボランティアに広報するとともに、指導を行う。 ごみ処理については、<u>原則として、平時と同じ施設</u>で処理するが、被災状況によっては、県及び近隣市町等に応援を要請する。 3 災害廃棄物の処理 災害時において発生する建築物の倒壊・焼失等から生じる家具・廃木材等「災害廃棄物」の処理計画を策定する。 (1) 体制 ア 道路、下水道、河川等の応急措置及び復旧による災害廃棄物の処理は、それぞれの維持管理者が行う。 イ 家庭の災害廃棄物の処理は、次により行う。 (ア) 倒壊家屋等の解体・除去 倒壊した家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行う。 (イ) 粗大ごみの処理 畳や家具等の粗大ごみについては、原則として指定された場所へ自己搬入とし、例外的に高齢者等の要配慮者には、戸別収集の対応をする。効率的な収集を行うため、自治会単位の申込みや拠点収集方式についても導入に努める。 <u>ウ</u> 災害廃棄物の収集、処理等が市のみで対応が困難な場合は、県及び近隣市町等に応援を要請する。 <u>エ</u> ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、災害ボランティアセンター、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。 <u>オ</u> 事業所の災害廃棄物の処理は、それぞれの事業所が行う。 (2)～(3) 略 (4) 処理 ア 倒壊家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行うが、市は、被災状況に応じて被災者の経済的負担の軽減を図るため、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条）の適用について、速やかに県、国と協議する。 (ア) 国による特別措置（解体・除去等を公費で行う場合） 図 略 (イ) 適用がない場合 市の<u>仮置場</u>に所有者が自己搬入した場合は、処理手数料の減免措置を実施する。 ただし、解体、収集、運搬等については、基本的には所有者が負担する。 (5) 略 4～5 略 第20節 略

修正前	修正後
第２１節 行方不明者の搜索、遺体の搜索・埋火葬計画 １ 略 ２ 遺体の処理方法 <u>健康管理センター班</u>は、遺体が発見された場合は、警察等関係機関に連絡するとともに、遺体の検視場所を確保し、警察等関係機関による検視又は調査の後、次の要領により処理する。また、地元住民の協力を得て身元確認を行う。 （１）身元が判明し、かつ遺族等の引取人がある場合は、当該遺体を遺族等に引き渡す。 （２）身元が判明しない者又は遺族等の確認ができない者については次による。 ア 各警察署又は福井海上保安署より遺体の引き渡しを受けた後、できるだけ霊柩車等により遺体安置所へ搬送するものとし、運搬車両等が不足する場合は、車両の手配をするよう県に要請する。 イ 寺院、公共施設等から遺体安置所を選定し、遺体の一時保存及び埋火葬が行われるまでの間、天幕を張る等して遺体を管理する。 ウ 発見時の状況、遺体の性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項の死体調書への記載及び写真撮影を行い、遺留品と併せて保管する。 エ 遺体の洗浄・縫合・消毒及び検案は、日本赤十字社福井県支部及び福井市内の医師会等と協力して行う。 オ 遺体の腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の手配をする。なお、棺やドライアイス等が不足する場合、県に応援を要請する。 ３～４ 略 第２２節 公共施設等災害応急対策計画 １～３ 略 ４ 上水道施設応急対策 （１）計画の基本方針 災害時における飲料水を始め、生活水の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、<u>企業部</u>は、これに必要な人員、車両並びに資機材の確保、情報連絡体制等を確立する。 災害時初期は被害の状況に応じ、飲料水の供給に努めるとともに、被害地域の限定対策により、可能な限り広範囲での生活水の供給と、早期復旧に向けて効率的に復旧作業を進める。 （２）～（３） 略 （４）実施体制 <u>企業部</u>は、「福井市水道施設震災対策計画」に基づく班編成により、水道対策業務を行う。組織は次のとおりとする。 表 <u>企業部</u>総括本部 （５）～（７） 略 （８）応援要請 大規模の風水害被害に対しては<u>企業部</u>単独での応急対策は、その実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関等に速やかに応援要請を行う。 ア～カ 略 （９）広報体制 災害時の広報については、減断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について	第２１節 行方不明者の搜索、遺体の搜索・埋火葬計画 １ 略 ２ 遺体の処理方法 <u>保険総務班</u>は、遺体が発見された場合は、警察等関係機関に連絡するとともに、遺体の検視場所を確保し、警察等関係機関による検視又は調査の後、次の要領により処理する。また、地元住民の協力を得て身元確認を行う。 （１）身元が判明し、かつ遺族等の引取人がある場合は、当該遺体を遺族等に引き渡す。 （２）身元が判明しない者又は遺族等の確認ができない者については次による。 ア 各警察署又は福井海上保安署より遺体の引き渡しを受けた後、できるだけ霊柩車等により遺体安置所へ搬送するものとし、運搬車両等が不足する場合は、車両の手配をするよう県に要請する。 イ 寺院、公共施設等から遺体安置所を選定し、遺体の一時保存及び埋火葬が行われるまでの間、天幕を張る等して遺体を管理する。 ウ 発見時の状況、遺体の性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項の死体調書への記載及び写真撮影を行い、遺留品と併せて保管する。 エ 遺体の洗浄・縫合・消毒及び検案は、日本赤十字社福井県支部及び福井市内の医師会等と協力して行う。 オ 遺体の腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の手配をする。なお、棺やドライアイス等が不足する場合、県に応援を要請する。 ３～４ 略 第２２節 公共施設等災害応急対策計画 １～３ 略 ４ 上水道施設応急対策 （１）計画の基本方針 災害時における飲料水を始め、生活水の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、<u>上下水道部</u>は、これに必要な人員、車両並びに資機材の確保、情報連絡体制等を確立する。 災害時初期は被害の状況に応じ、飲料水の供給に努めるとともに、被害地域の限定対策により、可能な限り広範囲での生活水の供給と、早期復旧に向けて効率的に復旧作業を進める。 （２）～（３） 略 （４）実施体制 <u>上下水道部</u>は、「福井市水道施設震災対策計画」に基づく班編成により、水道対策業務を行う。組織は次のとおりとする。 表 <u>上下水道部</u>総括本部 （５）～（７） 略 （８）応援要請 大規模の風水害被害に対しては<u>上下水道部</u>単独での応急対策は、その実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関等に速やかに応援要請を行う。 ア～カ 略 （９）広報体制 災害時の広報については、減断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について

修正前	修正後
広報することにより、住民の不安解消に努めるものとする。 ア 広報の流れ （ア）対策本部及び企業部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事項は総務班が行う。 （イ）報道機関等への情報提供及び市民への広報、問い合わせに関する事項は総務班（広報担当）が行う。 広報フロー図 企業部（総括本部） 5～7 略 8 農業集落排水処理施設応急対策 （1） 略 （2）初動対応 ア 農業集落排水処理施設対策本部の設置 企業部は、部内に下水施設班からなる農業集落排水処理施設対策本部を設置し、迅速かつ効果的な対策を実施する。 イ～カ 略 9 略 第23節～第29節 略 第30節 商工業対策計画 1 略 2 食料、生活関連物資の安定供給対策 （1）～（2） 略 （3）調査結果等の情報提供 調査結果等については、広報班を通じ適宜、住民に情報提供するものとする。 3～4 略 第31節 略 第32節 要配慮者応急対策計画 1～3 略 4 外国人等への対策 （1）外国語による災害情報の提供 おもてなし観光推進班は、外国人への災害情報の提供のため、ラジオ放送や印刷物の多言語化を図るとともに、国際交流団体などと連携して、メール等を活用した情報提供を行う。 （2）相談窓口の開設 おもてなし観光推進班は、語学能力のある職員や国際交流団体などから派遣を受けた通訳ボランティア等の協力を得て、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人の相談を受け付ける窓口を市役所内、又は平常時活用の多い公共施設等に開設する。 （3）通訳ボランティアの確保 おもてなし観光推進班は、県や国際交流団体などに協力を得て、通訳ボランティアの確保に努める。 5 要配慮者の一元的対応の整備 福祉部は、災害発生後に要配慮者の安否確認・避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施するための専門部門を設ける。	広報することにより、住民の不安解消に努めるものとする。 ア 広報の流れ （ア）対策本部及び上下水道部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事項は総務班が行う。 （イ）報道機関等への情報提供及び市民への広報、問い合わせに関する事項は総務班（広報担当）が行う。 広報フロー図 上下水道部（総括本部） 5～7 略 8 農業集落排水処理施設応急対策 （1） 略 （2）初動対応 ア 農業集落排水処理施設対策本部の設置 上下水道部は、部内に下水施設班からなる農業集落排水処理施設対策本部を設置し、迅速かつ効果的な対策を実施する。 イ～カ 略 9 略 第23節～第29節 略 第30節 商工業対策計画 1 略 2 食料、生活関連物資の安定供給対策 （1）～（2） 略 （3）調査結果等の情報提供 調査結果等については、広報プロモーション班を通じ適宜、住民に情報提供するものとする。 3～4 略 第31節 略 第32節 要配慮者応急対策計画 1～3 略 4 外国人等への対策 （1）外国語による災害情報の提供 観光振興班は、外国人への災害情報の提供のため、ラジオ放送や印刷物の多言語化を図るとともに、国際交流団体などと連携して、メール等を活用した情報提供を行う。 （2）相談窓口の開設 観光振興班は、語学能力のある職員や国際交流団体などから派遣を受けた通訳ボランティア等の協力を得て、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人の相談を受け付ける窓口を市役所内、又は平常時活用の多い公共施設等に開設する。 （3）通訳ボランティアの確保 観光振興班は、県や国際交流団体などに協力を得て、通訳ボランティアの確保に努める。 5 要配慮者の一元的対応の整備 福祉健康部は、災害発生後に要配慮者の安否確認・避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施するための専門部門を設ける。

修正前	修正後
第３３節 ボランティア活動支援計画 大規模な災害等による災害応急対策を実施するうえで、効果的なボランティア活動が行われるために、災害ボランティアセンター連絡会、日本赤十字社福井県支部との連携体制を構築するとともに、ボランティアニーズの把握や情報の提供等、ボランティア活動に対する支援体制について定める。 １ 災害ボランティアの受け入れ体制 （１）市は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティアセンター連絡会に対し、<u>活動拠点として適切な場所に</u>「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」の設置を要請することができる。「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」は、県、災害対策本部と連絡をとり、被害状況に応じて、以下の活動を行うとともに、あらゆる広報媒体で周知を行う。 ア 略 イ 現地ボランティアセンター - 被災地の活動拠点として、行政機関と連携し、被災地の状況やニーズを的確に把握し、災害ボランティアセンターからの指示に基づき、又は災害ボランティアセンターに要望を行い、円滑かつ効率的に活動が行われるよう調整する。 - ボランティアニーズは、避難所、救援物資集積所等に出向いたり、自治会や民生委員・児童委員等と連携し、把握に努める。 ２ 災害ボランティアの活動内容 （１）一般ボランティア 特別な経験や資格を必要としない活動で安全なもの 「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」で対処する。 - 被災家屋の内外の片付け - 避難所等の管理・運営補助 - 避難者の生活援助 - 救援物資等の搬送・整理 - 炊き出しなどの食事サービス - 要配慮者への支援活動 - 情報収集活動 - その他災害時に必要となる活動 （２）専門ボランティア 一定の経験や資格を必要とする活動 庁内の班と関係機関とが連絡・調整を行い対処する。 - 介護 - 輸送	第３３節 ボランティア活動支援計画 大規模な災害等による災害応急対策を実施するうえで、効果的なボランティア活動が行われるために、<u>福井市</u>災害ボランティアセンター連絡会、<u>県や日本赤十字社福井県支部などの関係機関</u>との連携体制を構築するとともに、ボランティアニーズの把握や情報の提供等、ボランティア活動に対する支援体制について定める。 １ 災害ボランティアの受け入れ体制 （１）市は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティアセンター連絡会に対し、「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」の設置を要請することができる。「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」は、県、災害対策本部と連絡をとり、被害状況に応じて、以下の活動を行うとともに、あらゆる広報媒体で周知を行う。 ア 略 イ 現地ボランティアセンター - 被災地の活動拠点として、行政機関と連携し、被災地の状況やニーズを的確に把握し、災害ボランティアセンターからの指示に基づき、又は災害ボランティアセンターに要望を行い、円滑かつ効率的に活動が行われるよう調整する。 - ボランティアニーズは、避難所や救援物資集積所等、自治会、<u>民生委員</u>・<u>児童委員</u>等と連携し、把握に努める。 <u>（２）「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」の設置場所については、施設の状況や活動先への距離、交通の利便性等を考慮し、柔軟に判断を行うものとする。</u> ２ 災害ボランティアの活動内容 （１）一般ボランティア <u>下記の活動のうち</u>、特別な経験や資格を必要としない安全なもの 「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」で対処する。 - 被災家屋の<u>清掃</u>、片付け、<u>家財道具運搬</u> - 避難所等の管理・運営補助 - 避難者の生活援助 - 救援物資等の搬送・整理 - 炊き出しなどの食事サービス - 情報収集活動 - その他災害時に必要となる活動 （２）専門ボランティア 一定の経験や資格を必要とする活動 庁内の班と関係機関とが連絡・調整を行い対処する。 - 介護 - 輸送

修正前	修正後
・応急危険度判定士 ・外国語通訳 ・点字・朗読・手話通訳、要約筆記 ・ボランティアのコーディネート ・被災動物等の保護及び収容 ・その他災害時に必要となる活動 3 災害ボランティアの受付、登録 <u>現地ボランティアセンターで災害ボランティア登録申込書の提出により災害ボランティアの受付、登録を行う。</u> 4 ボランティア活動への支援 「福井市災害ボランティア活動支援基金」を活用し、災害ボランティアセンター<u>並びに</u>現地ボランティアセンターの運営<u>及び円滑な救援活動ができるよう支援に努めるほか</u>、ボランティア活動に<u>対し</u>、次の支援を行う。 (1) 災害<u>応急対策</u>状況、把握したボランティアニーズ等の情報提供 (2) 災害ボランティア本部及び現地ボランティアセンターの<u>机や電話、市内地図などの</u>資機材の提供 (3) 会議室等の活動拠点の提供 (4) <u>職場や学校へ提出するための従事証明書の発行</u> (5) <u>光熱水費などの経費の負担</u> (6) ボランティア活動従事者に対する心のケア 等 5 ボランティア保険への加入 ボランティア活動時の事故等の補償のため、災害ボランティア活動者<u>については、必要に応じて県が保険料を支援する</u>ボランティア保険に加入するものとする。 第3 4 節～第3 7 節 略 第4 章 災害復旧計画 第1 節 被災者援護計画 災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら迅速かつ公平な被災者の援護について計画を定める。 被災者の生活再建に向けては、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理体制の構築に加え、生業や就労の回復、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じるものとする。 1～4 略 5 住民への支援制度等の周知・広報、相談窓口等の設置 (1) 支援制度等の周知・広報	・応急危険度判定士 ・外国語通訳 ・点字・朗読・手話通訳、要約筆記 ・ボランティアのコーディネート ・被災動物等の保護及び収容 ・その他災害時に必要となる活動 3 災害ボランティア活動への支援 「福井市災害ボランティア活動支援基金」等を活用し、災害ボランティアセンター<u>及び</u>現地ボランティアセンターの運営<u>と</u>ボランティア活動<u>を円滑に行うため</u>、次の支援を行う。 (1) 災害<u>対応</u>状況、把握したボランティアニーズ等の情報提供 (2) 災害ボランティア<u>センター</u>及び現地ボランティアセンターの<u>運営に必要な</u>資機材の提供 (3) 会議室等の活動拠点の提供 (4) <u>光熱水費などの経費の負担</u> (5) <u>職場や学校へ提出するための従事証明書の発行</u> (6) ボランティア活動従事者に対する心のケア 等 4 ボランティア保険への加入 ボランティア活動時の事故等の補償のため、災害ボランティア活動者は、ボランティア保険に加入するものとする。 第3 4 節～第3 7 節 略 第4 章 災害復旧計画 第1 節 被災者援護計画 災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら迅速かつ公平な被災者の援護について計画を定める。 被災者の生活再建に向けては、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理体制の構築に加え、生業や就労の回復、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じるものとする。 <u>県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u> 1～4 略 5 住民への支援制度等の周知・広報、相談窓口等の設置 (1) 支援制度等の周知・広報

修正前	修正後
広報班やその他防災関係機関は、災害により被災者に対する各種支援制度、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により住民への周知を図るものとする。 ア～ウ 略 (2) 相談窓口等の設置・紹介 広報班は、災害の状況により被災者のために市役所内に総合相談窓口を設置し、被災者の幅広い問い合わせ、相談、支援等に応じるものとする。 また、災害の状況により、避難所等への巡回相談や専門家による相談窓口の紹介も行うものとする。 (3) 略 6 義援金・義援物資配分計画 (1) 義援金・義援物資の募集と周知 広報班は、義援金・義援物資の受入れについて、国や県並びに報道機関等を通じて、次の事項を公表し、広く一般への周知を図るものとする。 ア～イ 略 (2)～(3) 略 7 略 8 被災者台帳の作成・利用 (1) 被災者台帳の作成 市長は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、以下の被災者情報を記載した被災者台帳の作成を行うものとする。 ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 住家の被害のその他市長が定める種類の状況 カ 援護の実施の状況 キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ケ 災害対策基本法施行規則に定める事項 ・電話番号その他の連絡先 ・世帯の構成 ・罹災証明書の交付の状況 ・台帳情報の外部提供への同意の有無及びその提供先 ・外部提供した旨及びその日時 ・その他市長が必要と認める事項 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外に内部で利用することができる。 市長は、被災者台帳作成のため必要があると認めるときは関係地方公共団体に対し、情報の提供を求めるも	広報<u>プロモーション</u>班やその他防災関係機関は、災害により被災者に対する各種支援制度、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により住民への周知を図るものとする。 ア～ウ 略 (2) 相談窓口等の設置・紹介 広報<u>プロモーション</u>班は、災害の状況により被災者のために市役所内に総合相談窓口を設置し、被災者の幅広い問い合わせ、相談、支援等に応じるものとする。 また、災害の状況により、避難所等への巡回相談や専門家による相談窓口の紹介も行うものとする。 (3) 略 6 義援金・義援物資配分計画 (1) 義援金・義援物資の募集と周知 広報<u>プロモーション</u>班は、義援金・義援物資の受入れについて、国や県並びに報道機関等を通じて、次の事項を公表し、広く一般への周知を図るものとする。 ア～イ 略 (2)～(3) 略 7 略 8 被災者台帳の作成・利用 (1) 被災者台帳の作成 市長は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、以下の被災者情報を記載した被災者台帳の作成を行うものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 住家の被害のその他市長が定める種類の状況 カ 援護の実施の状況 キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ケ 災害対策基本法施行規則に定める事項 ・電話番号その他の連絡先 ・世帯の構成 ・罹災証明書の交付の状況 ・台帳情報の外部提供への同意の有無及びその提供先 ・外部提供した旨及びその日時 ・その他市長が必要と認める事項 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外に内部で利用することができる。 市長は、被災者台帳作成のため必要があると認めるときは関係地方公共団体に対し、情報の提供を求めるも

修正前	修正後
のとする。 (2) 略 第2節 略 第3節 復興計画 1～2 略 3 大規模災害からの復興に関する法律の活用 (1)～(2) 略 (3) 職員の派遣 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。 市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。 職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。 また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 第5章 個別事故災害対策計画 第1節～第5節 略 第6節 雪害対策計画 豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立を予防し、雪害の拡大を防止するため、その対策について定める。 1 雪害予防対策 国、県及び市町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。 また、豪雪等に対し、道路交通を確保できるよう、国、県、市町及び高速道路事業者は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要因等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の除雪に努めるものとする。特に集中的な大雪に対しては、国、県、市町及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。 (1)～(12) 略 2 雪害応急対策 (1) 略 (2) 市のとるべき措置 ア～シ 略	のとする。 (2) 略 第2節 略 第3節 復興計画 1～2 略 3 大規模災害からの復興に関する法律の活用 (1)～(2) 略 (3) 職員の派遣 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。 市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。 職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。 また、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 第5章 個別事故災害対策計画 第1節～第5節 略 第6節 雪害対策計画 豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立を予防し、雪害の拡大を防止するため、その対策について定める。 1 雪害予防対策 <u>国、県及び市町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。</u> <u>また、豪雪等に対し、道路交通を確保できるよう、国、県、市町及び高速道路事業者は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要因等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の除雪に努めるものとする。特に集中的な大雪に対しては、国、県、市町及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</u> (1)～(12) 略 2 雪害応急対策 (1) 略 (2) 市のとるべき措置 ア～シ 略

修正前	修正後
ス 避難所等の開設 (ア) 略 (イ) 帰宅困難者支援施設の開設 豪雪により公共交通機関が停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が多数生じた場合は、<u>大規模災害時における帰宅困難者支援施設の使用に関する協定</u>に基づき、ハピリン管理組合<u>及び</u>北陸財務局福井財務事務所に対し帰宅困難者支援施設開設の要請を行い、ハピリン<u>及び</u>春山合同庁舎内に滞在場所を確保する。	ス 避難所等の開設 (ア) 略 (イ) 帰宅困難者支援施設の開設 豪雪により公共交通機関が停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が多数生じた場合は、<u>災害時応援協定</u>に基づき、ハピリン管理組合、北陸財務局福井財務事務所、<u>FUKUMACHI BLOCK 全体管理組合及びまちづくり福井㈱</u>に対し帰宅困難者支援施設開設の要請を行い、ハピリン、春山合同庁舎<u>及び</u><u>FUKUMACHI BLOCK</u>内に滞在場所を確保する。